

「不登校対策の充実に向けた指針」を策定しました

近年、全国的に不登校児童生徒は増加しており、本市においても、不登校児童生徒は増加傾向にあり、その対策は喫緊の課題となっています。

そのため、不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立に向けて、本市の不登校対策を総合的に推進するための基本的な方針を定めるものとして「不登校対策の充実に向けた指針」（案）を取りまとめ、パブリックコメント手続を実施いたしました。

この結果、不登校の実態調査に関する意見や、学校への人員配置を求める意見、民間フリースクールに係る財政的援助に関する要望などが寄せられましたので、一部御意見を反映し、指針を策定いたしました。

1 意見募集期間

令和 6 年 4 月 22 日（月）から令和 6 年 5 月 21 日（火）まで

2 実施結果の概要

意見提出数（意見件数）		81 通（338 件）
内 訳	電子メール	70 通（279 件）
	FAX	7 通（22 件）
	郵送	3 通（31 件）
	持参	1 通（6 件）

3 資料の閲覧方法

（1）市ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/880/0000164387.html>



（2）閲覧できる場所

各区役所、支所及び出張所の市政資料コーナー、教育文化会館及び各市民館（分館含む。）、各図書館（分館含む。）、有馬・野川生涯学習支援施設（アリーナ）、かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟 2 階）、教育委員会事務局学校教育部支援教育課（明治安田生命川崎ビル 4 階※）

※令和 6 年 7 月 29 日（月）から、市役所第 3 庁舎 7 階に移転します。

4 添付資料

（1）資料 1 不登校対策の充実に向けた指針（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

（2）資料 2 「不登校対策の充実に向けた指針」概要版

※指針の本編は、「3 資料の閲覧方法」に記載の市ホームページから確認できます。

問合せ先

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課 板橋

電話 044-200-1301

不登校対策の充実に向けた指針（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

1 概要

不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしながら、社会的自立を後押しすることができるよう、本市の不登校対策を総合的に推進するための基本的な方針について、「不登校対策の充実に向けた指針」（案）を取りまとめ、パブリックコメント手続により、市民の皆様から御意見を募集した結果、81通338件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和6（2024）年4月22日（月）から令和6（2024）年5月21日（火）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	・市政だより（令和6年5月号掲載） ・市ホームページ、市公式X（旧ツイッター） ・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び各市民館（分館含む。）、各図書館（分館含む。）、有馬・野川生涯学習支援施設（アリーナ）、教育委員会事務局支援教育課 ・案内の掲出 本庁舎デジタルサイネージ、総合教育センター、市立小・中学校
結果の公表方法	・市ホームページ掲載 ・紙資料の閲覧 かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、教育文化会館及び各市民館（分館含む。）、各図書館（分館含む。）、有馬・野川生涯学習支援施設（アリーナ）、教育委員会事務局支援教育課

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		81通（338件）
内 訳	電子メール	70通（279件）
	FAX	7通（22件）
	郵送	3通（31件）
	持参	1通（6件）

4 意見の内容と対応

主な意見として、不登校の実態調査に関する意見や、学校への人員配置を求める意見、民間フリースクールに係る財政的援助に関する要望などが寄せられました。一部意見を踏まえ、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりや、義務教育段階終了後の不登校対策に係る表記を追加・修正するとともに、所要の整備を行った上で、「不登校対策の充実にに向けた指針」を策定します。

- 【対応区分】A 御意見を踏まえ、反映したもの
 B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
 C 今後の取組を進めていく中で、参考とするもの
 D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
 E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	件数
（１）第１章 策定の趣旨に関すること	0	0	0	2	0	2
（２）第２章 不登校対策の現状と課題に関すること	1	0	0	28	0	29
（３）第３章 方向性１「チーム学校による校内支援の充実」に関すること	1	4	0	110	0	115
（４）第３章 方向性２「多様な教育機会の確保」に関すること	0	26	0	51	0	77
（５）第３章 方向性３「関係機関との連携強化」に関すること	0	29	20	29	0	78
（６）指針（案）の全般に関すること	0	9	0	11	0	20
（７）その他	0	0	0	0	17	17
合 計	2	68	20	231	17	338

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

(1) 第1章 策定の趣旨に関すること

No	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	1 頁に教育プランとの関係が書かれているが、不登校対策は「基本目標」のどちらに入る内容なのか。教育プランの体系図を示してほしい。	不登校対策は、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画」において、2つの基本目標の実現に向けて、「基本政策Ⅲ一人ひとりの教育的ニーズに対応する」の中に位置付けています。	D
2	1 頁にある関係機関等について、どういう機関なのか該当ページを参照できるようにしてほしい。「必要な検討や取組の効果検証を行いながら」の主体ないしは体制についての説明を追記してほしい。	関係機関とは、福祉部局を含めた専門の相談・支援機関や社会教育施設等を指すものであり、「検討や取組の効果検証」については、市教育委員会が主体となり取り組んでいきます。	D

(2) 第2章 不登校対策の現状と課題に関すること

No	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
3	「義務教育段階終了後の不登校対策」に関して、中学校夜間学級についての記述がないが、この対策にはあたらないのか。	本市では、中学校1校に夜間学級を設置しており、不登校等の理由により、学習する機会がなかった中学校既卒者に対する学び直しの場としても活用していることから、本指針において、義務教育段階終了後の不登校対策としての位置付けをより明確に示すため、記述を追加しました。	A
4	子どもへの調査を行ったという点においては評価するが、設問設計を根本的に見直し、タブレット端末で調査を行うなど、より実態に即した調査を行ってほしい。「学習のつまづき」が不登校の要因の一番の理由なのか、今一度考える必要がある。 (同趣旨 他6件)	不登校の要因・背景については多様化しており、本人でも明確に分からない場合があるなど複雑化していることは認識しています。その上で、不登校児童生徒等の実態把握については、今後具体的な取組を検討する上で重要と考えており、取組10に記載のとおり、不登校児童生徒等一人ひとりの状況に応じた適切な支援が実施できるよう、必要な相談・支援機関とつながっているかなど、一人ひとりの実態を把握し、誰一人取り残さない支援の実施に努めていきます。	D
5	国の動向と本市の動向に共通点があるために、川崎市として現状分析が十分なされたのか疑問である。 川崎市だけで不登校児童生徒が増えているわけではないが、直接児童生徒の現状を把握できる立場にある自治体として、もっと子どもを取り巻く状況を広く捉えてほしい。不登校は、今のこの国の教育環境が子どもたちにとって十分ではないことを示している。 (同趣旨 他1件)		
6	支援を検討する材料として、現状において、子ども達がどこで、だれと、どのように過ごしているのかを知ることは重要であるため、当該情報の追加が適当である。		
7	不登校になった原因を追究したり、犯人捜しをやることは無意味である。不登校は、なにか原因があって、その原因さえ取り除けば復帰できるようなものではなく、不登校になった本人でさえ原因が分からない場合が殆どであり、複数の要因が複雑に絡み合っているという捉え方を持つべき。		

8	「2 本市における現状と分析」では文部科学省の調査の川崎市該当部分について、川崎市該当分の全体の数値が示されていないので、この数字が川崎市の小学校・中学校の児童数のどれぐらいなのかわかるように説明を入れてもらいたい。		
9	「川崎市の問題行動調査」によれば、とかかかれているが、川崎市ではいまだに不登校を「問題行動」ととらえているのだろうか。また不登校の要因の主たるものが小・中学校ともに「無気力・不安」が断トツに多く掲げられているが、無気力だから不登校になっているのではなく、子どもが生きいきと学び・育つ楽しさを手に入れられず、結果として学校に行きづらくなっている状態にあるということ、親・教師・世間の大人たちの偏見・無理解の中で、気力がわかないようにされている子どもたちの辛さに思いをはせるべきである。		
10	不登校の要因に関して、文部科学省が直接調査を実施した結果を念頭に入れて頂けたことは評価できる。		
11	小1を筆頭に小学生の不登校児童数がここ10年で急増している背景は丁寧に分析してほしい。一般論として、自由度の高い保育園から小学校に入って急に、「45分間」「教室で」「大人しく座って」過ごすことが求められることに対してストレスがあると想像できる。日本式の一斉授業は、兵士や工場労働者を大量生産したかった時代には最適だっただろうが、個性を大事にし、自分で考えることが求められる時代においては必須ではない。従来型が得意な児童はそれで良いが、苦手とする児童に対して柔軟な対応が取れるようにしてほしい。		
12	「川崎市問題行動等調査」について、不登校の調査にこのようなタイトルがついていることが衝撃である。不登校の原因として「無気力」とは具体的にどのような状態なのか。コロナ禍での学校生活での制限の多さや行事類の中止などによる登校意欲の衰退、自分または家族のコロナ罹患に伴う生活や体調の変化など、丁寧に探った調査をしてほしい。		
13	最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけの分析をより進めてほしい。欠席が長引くとより行きづらくなることは現場でも実感されているだろうから、長引かせないことが不登校を減らす第一歩と考えてほしい。「きっかけが何か自分でもよくわからない」という回答が多いので、本人も原因が分からないことに寄り添える体制を整えてほしい。		
14	「不登校生徒本人へのアンケート調査」について、2800人程いる不登校の230人しか回答していない内容がすべてと思わないで欲しい。		
15	学校側（教員）への不登校の要因を聞き取りするようなアンケートは、子どもを取り巻く環境を深く検証せず、子どもの表面的な状態を要因と解答する事であり、これを目にした当事者達へ悪影響を及ぼすので、不要である。		

16	本人向けの調査として「これから身につけたい事」などの聞き取り自体、本人に「原因がある」「足りない物がある」と思わせてしまう。学校や先生にどうなって欲しいか？何を希望するか？という学校への未来を問いかけ、その声を反映し対策としてほしい。		
17	17頁の表4「別室調査」有効回答数、回答者が誰かが分からない。パーセンテージだけでは、判断しにくい。	指針本編17頁 表4の調査対象に記載のとおり、市内小・中学校166校に対する調査となっています。	D
18	「別室指導に関する調査」のウェブアンケートの回答は166校なのか、回答者は誰なのか、わかるような内容を追記するか、資料として調査票や集計結果、可能であれば区ごとの集計を付けてほしい。		
19	I C T活用の実状をデータなどを紹介して具体的に書いてほしい。たとえば、児童生徒や保護者の希望により端末を持ち帰るのはどれぐらいの割合で、何区に多いなど、傾向があれば、その背景を分析してほしい。	令和5年度全国学力・学習状況調査において「児童生徒一人一人に配備されたP C・タブレットなどの端末を、どの程度家庭で利用できるようにしていますか」との質問に対する本市の状況は、「毎日持ち帰り」と回答したのは小学校が約35%・中学校が約38%、「時々持ち帰り」と回答したのは小学校が約51%・中学校が約43%、「臨時休業等非常時のみ持ち帰り」と回答したのは小学校が約8%・中学校が約13%となっています。 本市では、G I G A端末の持ち帰りについて、児童生徒が自宅でデジタルドリルや調べ学習等で使いたいときに使える環境づくりを推進しており、引き続き、取り組んでいきます。	D
20	川崎市で実施した「中学校不登校生徒向けのアンケート」の内容、「学校内外の専門機関等における相談・指導」の具体的な内容・相談先等の具体的な内容等を記載してほしい。	不登校生徒本人へのアンケート調査の概要については、指針本編11頁の表3に記載のとおりであり、「学校内外の専門機関等における相談・指導」の相談先については、文部科学省の実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に即しています。	D
21	学校内における課題の中に「子どもの権利に関する学習」をしっかりと取り組むという文言を入れていく必要がある。	本市では、川崎市子どもの権利に関する条例に基づき、子どもの権利学習や、「かわさき共生＊共育プログラム」等で、自分らしく生きることの大切さや、他者との違いを認め、互いを尊重し合うことのできる学習を推進しています。引き続き、各学校の授業等で子どもの権利学習が効果的に行われるよう、取組を推進していきます。	D

22	最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけの一つとして「家族の世話や家事が忙しかった」とあるが、本質的にはヤングケアラー問題であり、別項目として原因と対策を指針に明記してほしい。	ヤングケアラーについては、その抱える様々な課題により、心身に負担が生じ、子どもらしい生活を送ることができていない実態があると認識しており、自らがＳＯＳを発信できるよう事例や相談先を記載した啓発チラシを児童生徒へ配布するとともに、関係機関の支援者を対象とした研修を実施し理解促進を図っています。こうした取組を通じて把握した子どもや子育て家庭の様々な課題に対し、保健・福祉・教育等の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの支援ニーズに寄り添った相談支援を行っており、引き続き、取り組んでいきます。	D
23	ゆうゆう広場、フリースペースえんに来ている生徒数全体がわからず、回答者数 230 人というのは代表性がある回答者数なのか、わからないので、その点を表 3 に追記してほしい。また、調査結果の調査票や集計表、可能であれば区ごとや男女別の集計を資料として追加してほしい。	不登校児童生徒へのアンケートは、本人の心情にも配慮し、慎重に行う必要があったため、代表ではなく、一定の期間内に協力してもらえた児童生徒の結果をまとめました。結果については、調査目的に応じて掲載内容を整理しています。	D
24	川崎市以外での不登校児童、家庭への支援内容の調査、比較、公表をしてほしい。	他自治体の取組状況等について取りまとめて比較・公表する予定はありませんが、本市の今後の取組を検討する上では参考にしながら進めていきます。	D

(3) 第3章 方向性1「チーム学校による校内支援の充実」に関すること

No	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
25	「魅力ある学校づくり」が必要という考え方に少々疑問を感じる。「魅力」という言葉は、前向きで外向的で引きつけるようなイメージで、安心・安全な居場所とはイメージが異なる。「だれもが安心して過ごせる学校づくりの推進」「ひとりひとりの居場所になれる学校づくりの推進」せめて「ひとりひとりが魅力を感じられる学校づくりの推進」のような表現が相応しいと思う。	指針本編3 1 頁 取組1 のリード文に記載のとおり、不登校対策においては、全ての児童生徒にとって、自分の所属する学校や学級が、安心していきいきと過ごせる居場所となるよう、魅力ある学校づくりに向けた取組を進めることが重要と考えています。市民に誤解を生じさせることなく、本市のめざす学校の在り方や、その実現に向けた取組について、よりの確に伝えるため、いただいた御意見を踏まえ、取組名を「誰もが安心して学べる魅力ある学校づくり」に修正しました。	A
26	現状、特に発達特性や性的指向が少数の子どもたちには現実には厳しく、「無理をして周りに合わせる」「自分の好きなこと・ひと・ものについて隠す」といったことを強いられる場面が多い。誰にとっても魅力的な学校―誰もがありのままに居られ、誰にとっても安心できる楽しいと思える学校をたくさん作ってほしい。	方向性1 に記載のとおり、全ての児童生徒にとって、自分の所属する学校や学級が、安心していきいきと過ごせる居場所となるように、「魅力ある学校づくり」「魅力ある学級づくり」に向けた取組を進めていきます。L G B T Q の児童生徒の理解を進めるに当たっては、児童生徒が性的マイノリティの当事者の方から話を聞くなどして、「自分らしく生きること」や「多様性を尊重すること」を考える学習を行うなど、児童生徒や教職員の意識を高める取組を推進していきます。	B

27	「ＳＯＳの出し方・受け止め方教育」は年間を通して行うことで継続的な改善が見込まれる素晴らしい取組だと思う。 保護者が早期にＳＯＳを受け止められるよう、学校だけでなく、子どもがどのようなＳＯＳの出し方を学んでいるのか、家庭にも共有してほしい。	児童生徒が日常的なストレスや不安を解消し、自分らしく生き抜いていくために必要な力として、自分の心の健康状態を理解して早期に問題を認識する力や援助希求的態度の促進を図る「ＳＯＳの出し方・受け止め方教育」は、家庭や地域の理解も必要であると認識していますので、「教育だよりかわさき」に掲載するなど、引き続き、情報発信に努めていきます。	B
28	成育歴・養育環境、気質、家族内における力動的な特性や傾向、両親の成育歴と性格や拘りなど、いかに多くの情報から立体的なアセスメントを行い、どれだけその子に合った有効なプランニングを組めるかが重要であり、教師や親たち自身の「自己覚知」が問われる。	取組３に記載のとおり、「チーム学校」として、支援教育コーディネーターが中心となり、学級担任をはじめ、養護教諭や、スクールカウンセラー等の専門職と連携し、不登校児童生徒等一人ひとりに対して丁寧なアセスメントを行い、それぞれに応じた支援を計画的に実施していきます。	B
29	不登校児童生徒の発達検査を取ってみると、学力やコミュニケーションに表れない発達特性を持ち、不登校の要因になっている子も多い。支援者側のアセスメントのスキルを高めていく必要性を感じる。		
30	魅力ある学校づくりの推進については、そもそも全教員が、学校で安心していきいきと過ごしている姿、働き事や人生を楽しんでいる姿を見せてほしい。 埼玉県戸田市立喜沢小学校の「スクールワイドＰＢＳ」、ニュージーランドの小学校での「リラックスできる空間で“人生は楽しい”と感じる経験を提供する事」、佐賀市立東与賀中学校の「学び合い」などの取組を参考にしてほしい。	各学校における教育課程は、学習指導要領に基づいて編成されており、その学習指導要領に示す目標を達成するために作成された教科書を活用しながら、教員が学校や学級の実態を踏まえて、指導計画を作成しています。その際、各教科等の特質に応じて、児童生徒の興味を高め、学ぶ楽しさを実感できるような活動や、物事の中から問題を見だし、解決する活動を取り入れる等、様々な授業の工夫をしています。 本市では、川崎市教職員育成指標において、教職員に求められる資質・能力を定めており、それぞれの教職員が自ら目標を定め、職責をはじめ、経験や適性に応じて教職員としての資質・能力の向上に努めています。 引き続き、この指標に基づき教員が主体的に資質・能力の向上を図るとともに、研修の充実に取り組み、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」の充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげていきます。	D
31	佐賀市立東与賀中学校の、一方通行の授業ではない「学び合い」の取組を視察して、不登校の原因としている「勉強が分からない」「先生のこと」の問題解決につなげてほしい。		
32	個別最適な学びをＩＴにゆだねるのは危険だと思う。 学校に来ない子は、多くの子のように到達目標を用意し段階を一步一步上るようには行かない。揺れ、遊びそれも一人ひとり全く違う揺れ方をするのに機器を与えては頑なな方向にならないか、一定方向の切りこみ方に誘導されるようにならないか、危惧する。自然の持つ五感・五官に触れる豊かさこそ大事である。		
33	先生個人の取組の中には、自由進度学習や合科的な学習を取り入れているが、学校や市としての取組にはなっておらず、個別最適な学びへの取組が充分に行えていないのではないかと感じる。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の具体的モデルについて教職員に研修をしてほしい。		
34	不登校児童生徒本人へのアンケート調査から、子どもたちにとって今の学校が楽しいところか、わかるまでじっくり勉強に取り組むことができるところか、どういうことに追い詰められ神経をすり減らしているか、読み取ることができる。勉強がわかるまで取り組む余裕のある学習計画を作してほしい。		

35	子どもの発達段階に合わない学習の進度と方法が、子どもを苦しかせていると聞いたことがある。不登校の子どもに限らず、全員が学ぶことを「楽しい」と感じられるような学習の機会に恵まれてほしい。		
36	評価のための授業、暗記させる教育でなく、子どもの好奇心や探求心を伸ばし、子ども自身で考える力がつけられる教育となるようにしてほしい。様々な年代の様々な教員が時代の変化に敏感になり、昭和の感覚から令和の感覚にアップデートし、教員のクオリティの底上げを徹底してもらいたい。		
37	「分かる授業づくり」について、授業内容が「分かる」という結論に過度に着目するより、子どもたちが本来持つ好奇心を最大限にかき立てるような、「なんだろうこれ？おもしろそう！」を感じやすい授業づくりの工夫が必要だと考える。		
38	学習指導要領を元に授業が組まれているから仕方ないことなのかもしれないが、年齢に対して少し難しい内容になっているのではないかな。難しいものに挑戦させて自信をなくすより、「こんな簡単」だと思うような内容から徐々にゆっくりと進めていけるように変えてほしい。教科書をやめて、教員一人一人が工夫を凝らした授業を考えた方が、子を惹きつけたプレゼンカのある授業になるのではないかな。		
39	子どもから聞く小学校の私の印象は「昭和」。まだそんなことをしているのか、まだそんな考え方なのか、という印象。政策を提示しても、現場で取り組む先生、特に管理職の意識が変わらなければ何も変わらない。変わるのとは子どもではなく「大人」「教師」だと思う。 文科省が掲げる「インクルーシブ教育システムの構築」を、学校、教師にきちんと浸透させてほしい。	本市では、共生社会の形成に向け、「インクルーシブ教育システム」の構築に取り組み、特別支援教育の更なる充実を図るとともに、教育的ニーズのある全ての児童生徒を対象とした支援教育を推進しています。そのため毎年、全市校長会議や支援教育コーディネーター連絡会議においてインクルーシブ教育システムについて確認し、校長や支援教育コーディネーターを通じて学校全体に周知しており、引き続き、取り組んでいきます。	D
40	38年間不登校児童生徒の居場所づくりに関わる中でわかったことは、「学校が安全で、安心して、楽しく学べる場所なら、学校に行きたい」という不登校の子どもたちがたくさんいること。不登校対策に取り組むならば、まずもって学校を安全で、安心して、楽しく学べる場とすることである。 (同趣旨 他2件)	全ての児童生徒にとって、学校が、安心していきいきと過ごせる居場所となるよう、「魅力ある学校づくり」「魅力ある学級づくり」に向けた取組を進め、その実現に向けて、教職員が児童生徒一人ひとりにしっかり向き合えるよう、教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に基づく取組を着実に推進していきます。そして、いわゆる「教育機会確保法」の一層の周知を図るとともに理解を深め、指針本編7頁に記載のとおり、不登校児童生徒の約3割が「先生のこと」を「最初に行きづらいつと感じ始めたきっかけ」として捉えていることを踏まえ、教職員が児童生徒一人ひとりと信頼関係が構築できるよう努めるとともに、丁寧なアセスメントを行い、「チーム学校」としてそれぞれに応じた支援を実施していきます。	D
41	「魅力ある学校づくり」という文言に違和感を覚える。「安全・安心」と「魅力的」ということはイコールではないし、「魅力ある学校」というと、既に学校が楽しい大多数の健康的な子どもたちへのアプローチに聞こえる。「魅力」がないから学校へ行けなくなるのではなくて、教員の対応も含めて「安心」や「寄り添う」風土がないから行けなくなると思うし、「行けない」ことへの「負い目」が生じるのだと思う。「学校が魅力的になったのに行けない子どもが悪い」という論理にも繋がる恐ろしさを感じる。		

42	不登校であるかにかかわらず、個々に応じた学びを保証していくことがこれからの学校教育の大きな課題である。一方、教員の心身の疲労感が大きいことも課題であり、子ども・教員どちらも救う対策になってほしい。 ゆうゆう広場やフリースクール等だけでなく、地域の学校に通いたいという願いを持っている子もたくさんいると思う。通信制高校のように、その子にあった通い方学び方の目標設定ができれば、不登校という発想自体なくなる。地域の公立小・中学校で多様な子を受け入れる方法を柔軟に考えてほしい。		
43	学校の先生はもっと不登校のことを学んでほしい。同様に生徒にも不登校のことをもっと知らせてほしい。先生の方が詳しいと思ったがそうではなく、お役所的な仕事と思うことも多々あり、また、学校に行けたとしても不登校に関して知らない人が心無いことを言うかもしれないと思うと怖い。		
44	イジメや不登校が起こりにくくなるための未然防止策に取り組んでほしい。 「絆づくり」の推進にあたっては、「居場所づくり」と混同したり、表面的な捉え方をせず、専門家を招いて教師自身が「絆」というものに対する認識を深めるワークに取り組むのがよい。		
45	不登校になった後の対策も大事だが、不登校にならないための予防対策、増加要因の究明、子供の辛い気持ちを取り除くための具体的な対応法の模索、また、そもそもの登校しなくても子どもが自己否定を強めず、違う道を気軽に模索できるような社会意識がもっと必要なのではないか。		
46	息子が支援級に在籍できることになり、先生方はとても手厚いサポートをしてくれ、「学校における支援」の充実はとても実感している。 ただそれは、専門知識がある先生がいる、ということが非常に大きく、もしその先生が転任してしまったら、中身が伴う支援が継続されるのか、とても不安だ。		
47	最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけについて、「先生のこと」がほぼ 3 割となっているが、「身体の不調」「きっかけが何か自分でもよくわからない」が相当数の割合を占めていることに、もっと深い洞察が必要である。子どもたちが、勉強や人間関係につまずいたとき、なるべく早く回復できる環境を整えることが重要であり、そのために、以下のことを重点的に配慮してほしい。 ・先生の数を増やすこと ・必要以上の仕事を増やさず、現場の子どもに向き合う時間を十分確保すること ・勉強がわからない子になるべく早く先生がフォローすることのできる体制を取ること ・子どもがつまずいたことをなるべく早く察知し、子どもも含めて解決を探ることができる環境にすること ・現場の先生同士で十分話し合いながら対処できる環境を整えること		

48	教育機会確保法などの周知と記載あるが、市内の教員はこの法律を理解していないということか。		
49	COCOLO プランでは「教師の行動、学校風土の改善」の提案がなされ、学校の風土が不登校の要因となっている報告もあるが、本指針でももう少し強調された記載にされる方がよい。		
50	不登校はストレスで会社に行けなくなる大人と同じで、大人は会社を辞めて環境を変えることができるが、子どもはそうはいかない。不登校は学校が今その子にとって精神的に安心安全な場所ではないということ、無理に行かせるのは虐待に近いということの理解の促進が必要と考える。		
51	渋谷区が教科学習を午前中にまとめ、午後は総合的な学習に位置づけ、探求型のグループ学習にあてるような大胆な変革に取り組んでいるように、子どもが自らやってみたい、知りたい、わかりたいことを掘り下げていけるような学びのスタイルを取り入れてほしい。制度疲労を起こしている学校教育のシステムにメスを入れるような思い切ったイキイキ感があふれてくる取組の提案が欲しい。		
52	学校では、先生方が娘が少しでも学校に来て楽しめるようにとってくれていて有難いが、実際には先生の提案が実行できない事も多く、母として先生たちに申し訳ない気持ちになってしまい、娘を追い詰める言動をしてしまう時もある。 先生達は学校が大好きだが、不登校になる子供たちは、学校に行きづらさを感じていて、それがなんとなく溝になっているように思うので、不登校の子供の心理状態を先生方に少しでも多く学んでほしい。「もう少し頑張ってみようよ」ではなく、「あなたは大丈夫だよ。そのまま素敵だよ」というメッセージが欲しい。		
53	競争社会ではなく、みんなが繋がりがあえる社会を、みんなで考えていけたらもっと生きやすい社会になると思う。テストも廃止して、思考力やプレゼンに力を入れたり、自分って素敵、みんなも素敵と思える教室にしてほしい。排除ではなく、協力、共感、尊敬しあう仲間になってほしい。「生まれてきて良かった。幸せ」と子供たちが思える幸福度ランキング 1 位を目指す地域、国にしてほしい。		
54	勉強を教えることと学級の運営を切り離して考えてみてはどうか。A I で教え方のうまい先生を作り、そのA I 先生を市立学校全体で共有して勉強を教えればよい。A I が難しければ、教え方がうまくて子どもたちを惹きつける先生の授業動画を、市立学校で使い回してもよい。その分、人間の先生たちは、一人一人とコミュニケーションを図ったり、理解が難しい子のサポートにまわったり、学級運営に時間を割いたり、支援を必要とする多種多様な子どもたちに対応することができる。		

55	不登校児への対応においても、学校での情報共有、対応の分散化ができないものだろうか。担任一人に負わせず、学校全体、または市内全体で共有する体制を整えてほしい。	
56	不登校の原因は、人間関係もさることながら、現在の教育システムに対応しづらい子が多いためと感じる。学校自体が変わらなければ、どれほど「ゆうゆう広場」や適応指導数室などを増やして対応を厚くしても、当該生徒にはあまりありがたみを感じられない。	
57	学校内部で不登校の取り扱いに関する個別の情報共有がなされておらず、年配の先生中心に、「怠け」という見方も根強く感じた。部活の外部化のように、制度上難しいかもしれないが、カウンセラーなど民間への紹介も可能性としてあるのではないか。数育現場が、柔軟で風通しの良い場所になることを願う。	
58	もっと子供たちを主体としてほしい。一番重要なことは、定義やルールの押し付け教育ではなく、子供たち個々が自ら答えを引き出すところまでの愛を得られる教育をすることで、考える力を身につけ自由な意思で判断できるようになれば、自立心も芽生え、自ずと不登校も改善される。	
59	「教育機会確保法」の全ての教職員への理解の浸透については、急を要する問題と思う。先生の熱意・善意からの励まし子どもを追い詰めるケースは少なくない。学校に「来ること」と「来ないこと」を同等に尊重し評価する視点を全ての先生方に持ってもらえるような指針を希望する。	
60	基本方針に「社会的自立を後押しします。」とあるが、学校と子どもの間で大分溝があるように感じる。自立を促すと孤立して行くと聞いた事がある。子ども自身が考えて行ける様によく子どもの声に耳を傾け、子どもとの信頼関係を大事にしてほしい。	
61	不登校の子どもは夜型の子どもが多い事は事実の様だが、興味がある事やりたい事があると、どんなに遅く寝ても、起こさなくても起きる。生活のリズムというより、学校に魅力も希望も無いから起きないし、行かないのだと思う。	
62	S O Sを出しやすい様にする為にまずは先生と生徒の信頼関係を築いて欲しい。不登校の気持ちに寄り添える人の配置として、不登校経験のある大学生ボランティア、先生の他に心理カウンセラー、作業療法士等を現場に入れて欲しい。	
63	家で学んだ事生活で興味を持ち広げた知識等、学校の授業内容と照らし合わせ同等程度の能力があるものは認めてほしい。「不登校は暇だ」と言う間違った認識の先生が未だにいたり、不登校にとって不利益なアルバムや文集を進められる場合もある。 大人の都合、利益より子どもにとって何が重要かを考え、子どもの声をきちんと聞いて、新しい現状をきちんと周知理解をしてほしい。	

64	当事者の声として、「チーム学校」が機能している所があまり見られない。余裕のない学校現場においてチーム学校を機能することは難しいので、チーム学校のためのフローの様な具体的なプロセスを明示してあげて欲しい。		
65	不登校になってからの対策の前に「転ばぬ先の杖」でまずは学校が変わる時ではないだろうか。ちょうど「かわさき教育プラン」も策定の時期。型にはめる教育からかわさは脱却してほしい。		
66	うちはスクールカウンセラーに相談できるほど、子供自身が自分の気持ちを整理できる段階にはなかった。今思うと、親だけでもスクールカウンセラーの方と話をしてもよかったのではと思う一方、その時どんな相談をしても、学校を続けていくのは難しかっただろうとも思う。とにかく休養が必要だった。学校を休んでいる期間、クラスの子にはとにかく休養が必要だということを先生から伝えてもらいたい。		
67	川崎市は「問題行動等調査」において、教職員の回答のみで、当事者、保護者への調査を実施せず、無責任だ。文科省の調査では不登校のきっかけの第一位は小学校では「先生のこと」であり、中学校でも三位である。真に子どものことを考えるなら、対処療法ではなく、原因対策として、学校が根本から変わるべき。		
68	今の幼児教育がかなり子ども主体にバージョンアップされており、親もその意識を持っていることが多い。そうして自分で考え行動する教育を受けてきた子供が小学校に入ると「学校特有のルール」や「45分座って話が聞けること」など窮屈な環境に置かれ、小1からの不登校の増加につながることもあるのではと思う。文部科学省への提言かもしれないが、幼児教育の良い要素を小学校でも取り入れてほしい。		

69	子どもたちがもっとも望むのは、特別に指導してもらうことではなく、どの子も同じように目をかけ、同級生や同じ学校の仲間として尊重し合い、多様性を認め、お互いに対等に学び合い、励まし合える関係を築くことである。不登校という不適合を生み出す今の学校の環境や制度を見直す視点に重点が置かれるべきであり、そのために、先生にゆとりがあること、先生を増やす、人件費を増やしてほしい。 (同趣旨 他 4 件)		D
70	コロナ禍で、子どもを半数ずつ登校させた時、20人くらいの子どもたちを指導することが、子どもにとっても先生にとっても、適度な環境だったと聞いている。 担任が子どもたち一人ひとりに寄り添い、小さなつまずき等に気づきやすく、より丁寧な対応ができるよう、クラスの定員を今の半分の20人前後にすることを求める。 (同趣旨 他 2 件)		
71	「指針案」は美辞麗句の羅列で本気度が感じられない。例えば、「魅力ある学校づくり推進」は今でも目標のはずだが、現実是不登校が増えているのはなぜか。無制限残業。教職員同士の助け合いはあるのか。職員会議は上意下達になっていないか。自由闊達な話し合いができていいのか。学級の人数を減らすことで教員の負担を減らすことはできないか。教師の人権は保障されているか。自分と子供の人権に無自覚な教師はいないか。働く教職員が生き生きしていない学校で、子供たちの自主性は育たない。 (同趣旨 他 1 件)	学級編制については、国の法改正に基づき、令和7年度までに小学校における全学年の35人学級化を進めており、中学校における35人学級化についても、早期に決定するよう国に要望しています。今後も国の動向を注視しつつ、きめ細やかな指導体制の整備に向けて計画的に取り組んでいきます。 また、本市では、支援教育コーディネーターを小・中学校全校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職等と連携して、いじめや不登校など支援を必要とする多様な児童生徒に対して学校全体で支援しています。更なる支援体制の強化に向けて、支援教育コーディネーターを担う教員の配置の改善に関する定数措置等について、引き続き、国に要望していきます。 さらに、教職員の働き方・仕事の進め方改革の取組の一つとして、教職員事務支援員又は障害者就業員の小・中学校への全校配置に取り組んでおり、引き続き、教員の負担軽減等に取り組んでいきます。	
72	印刷室のコピー機の不具合対応、PTA会費の集金の管理、教材費の引落設定、給食発注などを教員が行う必要は全く感じない。学校現場での事務等補助スタッフの増員は急務である。		
73	心ある素晴らしい先生が多く、一生懸命子供と親にまっすぐ向き合ってくれ感謝しているが、いつも忙しそうで余裕のない感じが伝わってくる。不登校の増加と無関係ではないと思う。先生方にゆとりを、と切に願う。 (同趣旨 他 2 件)		D
74	教職員が一人ひとりに向き合うための働き方・仕事の進め方改革については、まず一番重視してもらいたい。	本市では、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を定め、教職員の業務負担の軽減に向けて各種取組を着実に推進しており、今後も教職員の長時間勤務を是正するとともに、教職員が授業や生徒指導等の本来業務に専念できるよう環境を整備していきます。	

75	多様性を求めるのなら、道徳の授業を教科書で行うのではなくサポート級の児童と同じ教室で学び支えあうことを幼少期から行うべき。	市立小・中学校では「交流及び共同学習」として特別支援学級と通常の学級の児童生徒が様々な教育活動の場面でともに学んでいます。交流及び共同学習は、障害のある児童生徒にとっても障害のない児童生徒にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともにお互いを尊重し合う大切さを学ぶ貴重な機会と捉えています。 また、市立特別支援学校に在籍している児童生徒については「居住地校交流」として通学区域の小・中学校に副次的な籍である「交流籍」を置いて「交流及び共同学習」を実施しています。 今後も、「交流及び共同学習」の充実に努めています。	D
76	別室指導の学習内容とその評価のあり方が課題とあるが、特に中学生では不登校だと内申点に影響するため、高校受験で不利にならないような成績の評価や受験の仕組みを検討してほしい。	学習評価は、学習指導要領に示す各教科の目標に基づき、地域や児童生徒の実態に即して定めた目標や内容に照らし、その実現状況を評価する「目標に準拠した評価」として実施しています。各学校は、実態に応じて定めた各教科の評価規準に照らし、授業を行い、どのような実現状況にあるのかを把握する一つの方法として、ペーパーテストを実施することがあり、学習評価の資料として活用しています。学習評価は、得点等の結果だけにとらわれず、児童生徒・保護者と共有し、励ましによる意欲の向上や学習の改善、また、教員の授業改善につなげることが重要と考えています。	D
77	学校の試験について、本人がどんなに頑張っても、学んだことが右から左に抜け落ちてしまい、基礎問題くらいまでしか理解できず、学年が上がるほど勉強について行けなくなる子どもが一定数いる。そういう子どもたちのためにも、超基礎問題の配点を高くし、平均点ではなく、最低点が40点を下回らないような試験設定を提案したい。 ちゃんと授業を聴いていれば40点～50点が取れる試験なら、子どもたちの諦め感はいぶか拭かれるのではないか。		
78	評価をするから、先生側も評価するために時間内に必死で指導し強制的になりやすく、子は周りと比べられて競争させられているように感じ、できない子は劣等感を抱く。 評価をなくしてはどうか。		
79	現状では、教職員や学校により、不登校児童・生徒に対する理解、対応のレベルにばらつきがあり、福祉的発想や、不登校に陥る児童・生徒の特性や家庭環境等に対する理解、個別対応の必要性の理解が不足しているケースが多い。 教職員向けの研修の中に、専門家による指導を組み込み、対応のレベルの底上げを図るべきである。 (同趣旨 他2件)	教職員の資質能力を高められるよう、引き続き、年次研修、支援教育コーディネーター研修や希望研修、校内研修等の内容を工夫するなど、支援の充実を図るとともに、「チーム学校」による支援については、各区・教育担当により実態や状況を確認し、組織対応が行われていない場合には、適宜指導を行っていきます。	D

80	全体的に教員の負担増となる施策を多く出している印象を受ける。これだけの特別対応に回せるだけ余剰人員が既にいる、または確保できる計画があるのか、それとも民間企業から人員を募るのだろうか？ 過重労働は健康リスクを高めるので、正しく労務管理をしてほしい。	教職員は、これまでも児童生徒一人ひとりに寄り添った関わりを大切にしており、より良い支援ができるよう研修を積んでいます。教職員の業務の在り方が見直されている昨今ですが、本市では、「第2次教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」を定め、教職員の業務負担の軽減に向けて各種取組を着実に推進しており、今後も教職員の長時間勤務を是正することで、教職員が授業や生徒指導等の本来業務に専念できるようにするとともに、各教職員が学校運営に携わることができる風通しの良い環境を整備していきます。	D
81	不登校の原因は教員側のスキル不足にあり、それを是正するために研修が必要とも読める。教員の業務の幅が著しく広がったという課題と乖離した案であり、現場の教員へのリスクを感じない。		
82	かわさき共生＊共育プログラムとは何か。市教育委員会ホームページにわかりやすくまとまっているサイトなどがなかった。もっと開かれた教育行政をしてほしい。	「かわさき共生＊共育プログラム」は、児童生徒の社会性の育成や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を目的として、プロジェクト・アドベンチャー、グループワークトレーニング、構成的グループエンカウンター等の学習理論を基に、平成22年度から全市立学校で実施しており、「教育だよりかわさき」に掲載するなど広報に取り組んでいます。	D
83	かわさき共生＊共育プログラムについて、不登校当事者本人・家族だけでなく、社会全体で共有していくことが必要だと思う。	エクササイズでは「自分づくり」「友達づくり」「仲間づくり」の3つの視点で構成しており、「自分づくり」では、「自分の意志を持つ」「自分なりの見方・考え方を大切にする」等の体験を通して自尊感情の向上を図っています。	
84	「かわさき共生＊共育プログラム」の充実について、好事例の展開とあるが、平準化をしたいなら、出来ていない学校の要因を探る方が効果が高い。良いことだけでなく、悪いことも共有できるような開かれる学校、教育委員会であるべき。	手法を全ての教職員が理解し、児童生徒の実態や発達段階に応じて適切かつ系統的・計画的に指導することができるよう、各学校の担当者に向けた研修会（年2回）と研究協力校の情報交換会（年1回）を実施して、課題や成果を共有しています。 地域とともにある学校として、学校と地域とが連携・協働し、各学校で取り組んでいる教育活動等を共有するよう努めています。	
85	「かわさき共生＊共育プログラム」はあまり深い学びに繋がらない印象を受ける。「感情のコントロール/アンガーマネジメント」「ソーシャルスキルトレーニング」や哲学的対話への取組の方が効果的だと考える。 (同趣旨 他2件)	「かわさき共生＊共育プログラム」は、児童生徒の社会性の育成や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を目的として実施しており、エクササイズの中には、アンガーマネジメントやソーシャルスキルトレーニングの要素を取り入れているものもあるため、児童生徒の実態に応じて取り組んでいます。	D

86	不登校の子どもは、発達障害、HSC、ストレスによる感覚過敏の子が多いが、馴れるものと思われる事が多く、服装、環境ともに我慢を強いられている現状を良く目にする。正しい理解のために、学校に作業療法士を入れたり、当事者活動をしている人から学ぶ等して欲しい。	本市では、学校教育法第74条の規定に基づき、特別支援学校センター的機能として、市立特別支援学校センター的機能担当者が学校支援を行っています。また、センター的機能担当者とともに、専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）が地域の小・中学校を訪問し、特別支援学級の教職員への相談支援を行っています。 また、各特別支援学校では、夏季休業期間等に教職員向けの研修会を開催しています。専門職が講師となり、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する理解を深め、関わり方や必要な配慮・支援について、教職員が学ぶ機会を設定しています。 引き続き、教職員の専門性の向上が図られるよう、取組を進めていきます。	D
87	保護者や子供が学校内の専門家や教員に直接相談をすることは躊躇しがちだと思うので、各学校にいつでもオンラインで、匿名でも相談ができる仕組みを作るべき。	本市では、教育相談室をはじめ、電話相談ホットラインや子ども専用電話相談など、電話での教育相談窓口を複数設置しており、匿名での相談が可能です。また、総合教育センターにおいて、メール教育相談フォームでの相談を受け付けており、こちらも匿名での相談が可能となっています。	D
88	不登校児童生徒等の課題解決のために、児童生徒と家庭の状況全体をアセスメントし、学校内外の連携強化を図ることが必須であり、その中心的存在としてスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置を充実させてほしい。また、児童生徒の心理的課題の解決について寄り添い支援を行うスクールカウンセラー（SC）の配置も充実させるべき。特にSSWの配置については、2023年にソーシャルワーク専門職団体の連名で国の関係省庁宛てに要望が提出されている。限られた予算の中で全校常勤配置は課題が多いことは理解するが、市全体で十数名の非常勤配置では対応に限界があるため、SSW・SCの全校配置と常勤・正職員化を検討してほしい。 （同趣旨 他1件）	「チーム学校」として、専門職と連携を図りながら支援していくことは重要と考えています。指針本編26頁に記載のとおり、スクールソーシャルワーカーについては各区に配置し、それぞれの状況に応じて、福祉や医療等の相談・支援機関につなぐ等の対応を行っています。現在6区に2名配置しており、令和7年度に多摩区に1名増員し、全区2名の支援体制に拡充するとともに、各学校への要請訪問と巡回派遣を開始するなど、児童生徒や保護者がスクールソーシャルワーカーにつながりやすくなるよう取組を進めています。 また、スクールカウンセラーについては、令和5年度から、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の全市立学校への定期配置又は定期派遣を開始しました。さらに今年度、スクールカウンセラーの業務を平準化するものとして「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を作成し、各学校及びスクールカウンセラーに配布しました。今後もスクールカウンセラーの資質向上に努めていきます。	D
89	不登校の要因については、貧困やネグレクトの問題が大きく、そのような層は調査に回答できない子どもや保護者も多いのではないかと。 関係機関との連携強化として、各区の地域支援担当にネグレクト家庭への支援をつなぐために、スクールソーシャルワーカーや心理職を常勤職として各区に複数配置することが良い。		
90	教育と福祉の人事交流により学校外の福祉との連携を行うため、教員にすべて担わせようとせず、各学校に正規職員のスクールソーシャルワーカーを配置してほしい。 又は福祉職・心理職の正規職員を、各区・教育担当に「教育福祉連携チーム」として配置するとか、一部の拠点校に配置し、エリアの学校をサポートするなどしてほしい。		

91	子どもが不登校の状態だが、校長がリーダーシップをとっておらず、支援教育コーディネーターが担任を受け持っていて専任化できていないなど、現状「チーム学校」による支援ができていないと感じる。このような学校について、実態把握や指導をどこが行うのか明確にし、把握・指導をしてほしい。	「チーム学校」による支援については、各区・教育担当により実態や状況を確認し、組織対応が行われていない場合には、適宜指導を行うとともに、研修会などにより支援の充実を図っていきます。	D
92	横浜市が「スクールカウンセラーの派遣回数を現在の週 1 回から週 2 回に増やすほか、未配置の特別支援学校にも新たに週 1 回派遣する、教室に入りづらい生徒のための居場所をすべての市立中学校に設置」としたように、川崎市もカウンセラー等による専門的相談の具体的な数値目標を指針に示してほしい。	「チーム学校」として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職と連携を図りながら支援していくことは重要と考えており、これまで支援体制の拡充を図ってきました。今後も適切な配置を進めるとともに、関係機関との連携を図りながら、学校における教育相談力を強化していきます。	D
93	チーム学校は重要だとは思いますが、記載されている内容、体制は本指針前からあることと思われる。意気込みだけでなく、新たな職の配置や人員増加、外部機関の導入などを考えてほしい。		
94	学校に行かなくなってからの子どもと保護者は孤立しがちであり、そこをつなぐ役割として S C や S S W 等の増員、活用と関係機関の連携はぜひとも強化していただきたい。		
95	担任以外の相談相手として、専門知識をしっかりとったスクールカウンセラーの常時配置や、少人数教室の増員をお願いしたい。 (同趣旨 他 2 件)	今年度、スクールカウンセラーの業務を平準化するものとして「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を作成し、各学校及びスクールカウンセラーに配布しました。今後もスクールカウンセラーの資質向上に努めていきます。	D
96	スクールカウンセラーを増やしても不登校児が一向に減らない、10 代の自殺者が多い今の日本の現状が示すものは、子どもの辛さを取り除けていないからではないか。スクールカウンセラーが担う目的の統一、明確化をしてほしい。		
97	昨年度、東京都で会計年度任用職員の採用を巡る報道などもあったが、今後、実績のある心理職は、雇用が不安定なスクールカウンセラーという職を選ばなくなる可能性がある。不登校の「未然防止」には、カウンセリングスキルだけではなく、未然防止に特化したアセスメント能力などが求められるため、S C の資質を保持・向上させていくことが一層重要である。		
98	不登校の子どもたちの居場所で 7 年間働いているが、学校の別室についてよく聞くことは、先生はいるが基本的に自学なので、分からなくても教えてもらえないということ。先生だけでなくボランティアでもよいので、予算をとってもう少し人数を増やすなどして、教えてもらえるしくみを作してほしい。 (同趣旨 他 1 件)	別室指導については、各学校の実情に応じて実施していますが、指導を行う人員体制に課題があると認識していることから、学校の中で安心して学習や生活ができるよう、今年度、一部の小・中学校において、試行的に新たな支援スタッフの配置を行っており、こうした取組の効果等を検証しながら、今後の対応について検討していきます。	D
99	別室登校について、本人と相談してその子に合わせた段階的なスケジュールを立てて、その子に合わせた勉強を教えてほしい。		

100	別室指導において、ボランティアだけでは学習のサポートや適切な成績評価を行う際に限界があるため、教員免許の所持を条件に別室指導員を募集したり、退職教員の協力を仰いだりするとよいのではないか。		
101	取組 4「別室指導の充実」は、ずっと願っていたことで、本当にありがたい。部屋と先生が足りないということもわかっているが、学校による取り組みやノウハウが伝わり、モデルケースが整っていくと思う。		
102	不登校対策として、子供のニーズに合ったサポートを多くの中から選べるようになってきているのは良い。特に、学習サポートではお年寄りや大学生等、広くサポーターを募集すればよい。一人一人の子が自立した大人になれるよう国として費用を惜しまず出してほしい。		
103	「別室指導」に関して、授業や保護者対応でスケジュールが埋まっている教員の現状を考えると、例えば外部所属の不登校に関わる経験の豊富な人員を配置し、教員の負担を軽減しつつ、生徒の安心をより広げる必要がある。		
104	子どもの通う学校では別室指導が午前中しか行われないので朝起きられない子どもにとっては居場所がない。先生の人数を見直し午後も使えるようにしてほしい。		
105	学校が居場所でもあるというのであれば学習することに重きを置きすぎない方がいい。勉強につまづいて教室にいつらい・行けなくなる子どももいると思うので、もっと自由に子どもたちが出入りでき、勉強ができなくても過ごせる居場所づくりが必要である。		
106	別室登校専従教員が配置されることが望ましいが、教員が不足している現状では難しいかもしれないので、子どもが興味をもつ分野のスペシャリストなど、民間人の活用を推進してほしい。		
107	娘の中学では、教室で授業を受けるのに困難のある生徒に対して「登校支援室」という制度があり、予め面談で利用方法を決めてからの利用になるとのことだったが、精神的に壁が高く利用しづらい制度であり、また教室への登校が目的というスタンスが感じられること、スタディサブリなどの自習であること、部屋が時間帯により国際教室利用生徒との共用になることが気になった。 人員の問題があることについては理解できるが、別室指導の充実において、市のリーダーシップに期待したい。		
108	学校が「子どもたちが安心していきいきと過ごせる居場所」であるためには、先生も安心していきいきと過ごせる学校であることが大切だが、今の先生はあまりにも「やらなければならないこと」が多く、忙殺され、余裕もなく、疲弊している。先生も生徒も幸せな学校を目指してほしい。別室指導の教室がない、配置教員がいないなどの課題に、地域の資源を活用してほしい。		

109	別室登校する不登校児童については、別室に「安心してることができる」を第一とし、別室登校を強制しないこと、また学習を強制することがないよう、配慮する必要がある。		
110	「別室指導」という記載では安心して足を運ぶ気持ちが生まれにくい。ゆうゆう広場の利用率が上がらないのも、子どもにとって安心してありのままで居られる空間になっていないからではないか。否定されることのない場所、理不尽な注意や指導を受けないでいられる場所。合理的配慮が当たり前に保障される場所。「好き」と同じく「嫌い」も尊重される場所。そして、安心感を与えてくれる大人の存在が必要。民間フリースクールなど人気施設の実践から学び、取り入れてほしい。		
111	別室指導については、当事者や校長から、人員が配置できなくて開室できない等の声が多々ある。新しい対策がきちんと運用できるよう環境整備と人員配置を求める。		
112	定時制高校に設置されている「校内居場所カフェ」の委託料が、他の事業と比べても低すぎて、継続性が担保されるのか、不安になる。「必要な支援の内容等が引き継がれるようにすることが求められている」とあるが、誰が、どこで引き受けるのか、どう引き継がれるのか。そもそも義務教育終了後で不登校が継続、あるいは新規に不登校になった人に対する支援の窓口はどこなのか、具体性に欠ける。真摯に民間の力も活用した検討の場を用意した方がよい。	義務教育終了後の不登校対策についても、課題の一つと認識しています。中学校夜間学級の活用や、高等学校における居場所カフェを含めて切れ目のない支援ができるよう、関係部局・関係機関と連携し、検討していきます。 また、本市では、ひきこもり状態の本人や家族を対象に、川崎市ひきこもり地域支援センターにおいて面接、電話、訪問等による相談支援を実施しています。相談においては、関係機関と連携を図るとともに、自立も含めた将来について、本人や家族のニーズに寄り添った支援に取り組んでいきます。	D
113	高等学校等における不登校対策の充実について、引き継いで、案内するという内容は今もやっていることで、内容が薄い。	中学生不登校相談会・進路情報説明会等の相談ブースにおいて、生徒や保護者の方の思いを丁寧に聞き取ったり、高等学校の不登校対策について、入学前の段階から積極的に情報提供したりして、これまで以上に生徒と学校のミスマッチを減らしていく取組を行っており、引き続き、取り組んでいきます。 また、生徒の入学後は中学校への聞き取り、支援教育コーディネーターを中心とした支援委員会の開催、個別面談等を充実させ、チーム学校として生徒の状況を共有します。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、加えて定時制においては居場所カフェを通して、より専門的な見地から生徒の状況を把握し、情報共有を充実させていきます。	D

114	きちんと学んだ方を、公立学校へ発達・不登校サポーターとして導入することを検討してほしい。	支援が必要な児童生徒については、学級担任をはじめ、支援教育コーディネーターや、養護教諭等の教職員が丁寧に見取り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を進め、学校と専門職や関係機関等が連携を図りながら、支援を進めてきました。	D
115	自分の学級には入れなくても、学校の保健室には行くことが出来る方へは、精神保健福祉士や公認心理師、教員免許等取得された方を配置し、話を聞いてその子の良さを見つけてくれ、自信を持ってゆけるよう沢山の経験を共にやり、信頼関係をつくる等の場所づくりをしてほしい。	また、地域人材として、児童生徒の実情に応じた学習支援や学校生活等に関わる不安や悩みなどの相談、学校生活上の介助等の支援を行うことを目的として、教育活動サポーターや特別支援教育サポーターを配置し、活動していただいております。	
116	「SOSの出し方・受け止め方教育」の効果をより高くするために、担任以外の先生、スクールカウンセラー等教育の専門家のほか、保護者や地域のボランティアが学校に常駐し子どもたちと交流を深めることで、相談しやすい環境を整えてほしい。	今後も、一人ひとりの児童生徒に適切な支援が進められるよう、取組を推進していきます。	
117	方向性1の校内支援を学校内だけで実施しようとしている点に違和感を持った。方向性2, 3との連続性や連携を円滑化するためにも、校内支援に地域や専門家が外部から参画するような取組が必要であり、教職員の働き方改革にもつながる。そのような人材等がないなら、育成するべきである。		
118	横浜市のように、特別支援級への転籍をもっと柔軟にできるようにしてほしい。 (同趣旨 他1件)	特別支援学級への入級については、学校教育法及び文部科学省通知に基づき、児童生徒の教育的ニーズ及び必要な支援について把握する必要があり、総合教育センター特別支援教育センター相談室において、児童生徒及び保護者との入級相談を行っています。令和4年度以降は、入級手続きが速やかに行われるよう、在籍する学校からの申込に変更しており、引き続き、相談期間の短縮・改善に努めていきます。	D
119	川崎市や地域の民間団体・親の会などの資源を熟知しつなげたり、その子に合った多様な学び方をコーディネートしたりする「多様な学び支援コーディネーター」を各校1名配置してほしい。	本市では、支援教育コーディネーターを小・中学校全校に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職等と連携して、いじめや不登校など支援を必要とする多様な児童生徒に対して学校全体で支援しています。更なる支援体制の強化に向けて、支援教育コーディネーターを担う教員の配置の改善に関する定数措置等について、引き続き、国に要望していきます。	D

(4) 第3章 方向性2「多様な教育機会の確保」に関すること

No	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
120	教員をしながら、自宅でフリースクールを開いているが、COCOLO プランが出され、川崎市でも不登校支援がますます進められ、これからの川崎市が楽しみ。 ゆうゆう広場などに通えないお子さんをお預かりしているため、「ゆうゆう広場の機能改変」について希望をもち賛同する。	ゆうゆう広場では、学習支援、小集団による体験活動、自主活動、社会見学、G I G A 端末を使った活動等、様々なメニューの中から自分に合ったものを自由を選んで参加し、子どもの希望に合わせて、自分のペースで、学校復帰や社会的自立に向けて準備が進められるよう支援をしています。	B
121	現在市内の少人数制のフリースクールに通っているが、特性有り無し関わらず、学校が合わない子たちが通っており、大人もいつもいてくれ、数少ない安心できる居場所のひとつとなっている。 ゆうゆう広場をこのような場所にしてほしい。低学年の子でも、学校とはまたちがう別の居場所として、安心して居心地よく過ごせるよう、支援に理解のある人員の常設配置、学習の指導、勉強とは違った作業療法のような時間や外で遊ぶ時間などを提供してほしい。	取組6に記載のとおり、今年度、機能改変に向けた取組として、1か所の広場において、従来の相談員に加え、新たに大学生等の有償ボランティアや、派遣委託による学習支援員を試行的に配置したほか、全ての広場において、小学校高学年児童の保護者の送迎を緩和しました。また、ゆったりできるスペースを設置するなどして、通所しやすい雰囲気づくりに努めています。	
122	ゆうゆう広場については、不登校児童生徒が増加しているにも関わらず、利用者が減少していることから、子どもたちと保護者のニーズを踏まえたものになるよう、「機能の充実」より「機能の見直し」が必要である。	今後、これらの取組の効果検証を行いながら、これまでの居場所としての機能に加え、基礎学力の定着やコミュニケーション力の育成、地域の拠点として、在籍校との連携強化、地域の保護者に対する情報発信など、本市の教育支援センターとして、機能改変に向けた取組を進めていきます。	
123	自宅に引きこもりがちな児童生徒に向け、メタバースを活用した人との交流機会の確保を強く希望する。 (同趣旨 他1件)	取組7の具体的な取組例に記載のとおり、自宅に引きこもりがちな児童生徒に向け、メタバースを活用した人との交流機会の確保など、社会とつながることができる新たな取組について検討を進めていきます。	B

124	学校からギガ端末を貸与されているが、授業をオンラインで受講することはできていない。学校にも相談したが、各教科担当の先生の対応・努力に頼らざるを得ないことであり、都度依頼することが必要で、かつオンライン授業が必ずしも約束できるものではなかった。授業は常にライブ配信をしている状態であれば、子どもは参加しやすい。各先生の創意工夫にゆだねるのではなく、教育委員会が枠組み仕組みを作り運用を促進しなければ、有効活用はできないのではないかな。	学習指導要領には、情報活用能力が学習の基盤となる資質能力に位置付けられていることから、日頃から、学校において全ての児童生徒がG I G A 端末を活用できるように指導・支援しており、インターネット環境が整っていない家庭に向けては、貸出用のモバイルW i - F i ルータを学校に配置しています。 現在、長期欠席傾向のある児童生徒への学習支援として、オンラインによる授業配信やG I G A 端末において映像教材等で学習できるオンライン学習システムを活用しているほか、対面コミュニケーションが難しい児童生徒には、学級担任等がウェブ会議システム等を活用することで、オンライン上でつながる取組を行っている学校もあります。 支援内容については、学校と児童生徒、保護者が相談の上、合意形成を図りながら、児童生徒に寄り添った支援を行うこととしていますが、近隣の小・中学校が連携を図り、各校の対応に格差が生じないようにする等、学校に周知していきます。 教員のI C T 活用能力の向上に向けては、年3回の各校のG S L（ギガスクール推進リーダー）に対する悉皆研修、年間20回の教員向けのG I G A 端末に関する様々な内容の希望研修、学校からの要請に応じた訪問研修などを実施するとともに、教職員の操作方法やトラブルに関する問い合わせ窓口の設置、各校に月1回程度のI C T 支援員の訪問などにより、教員のサポートを行っています。 また、長期欠席傾向の児童生徒の支援の好事例を横展開することにより、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援の充実をめざして取り組んでおり、引き続き、これらの取組を進めていきます。	B
125	担任の先生がI C T 教育に前向きで、その日の授業の教科の単元をG I G A 端末のクラスルームのスライドで共有してくれるおかげで、クラスの授業の進み具合が電話せず把握できたり、班決め等にアンケート機能を使って参加できたり、その都度良い距離感で子どもへ前向きな声掛けをしてもらい、大変助かっており子どもの学習意欲にもつながっている。このような取組を前向きに取り組んでほしい。		
126	I C T の活用について、学校に限らず自宅でも病院でも「いつでもどこでも勉強できるスタイル」として学校で教わっているものと同じものを受けられる仕組みになってほしい。		
127	小学校では担任教諭が授業をオンライン配信してくれており、教科によって担当教諭が異なる場合も引継ぎされていたが、中学校では対応してくれず、小学校と同様の対応をしてもらいたかった。		
128	不登校児童生徒に限らず、すべての児童がG I G A 端末を活用して学習や相談などの機会を確保するよう支援する必要がある。		
129	I C T の活用に関して、みんなが公平に教育を受けられるよう、経済的に余裕のない家庭にはW i F i 環境や機材のサポートをしてほしい。		
130	不登校の際、G I G A 端末を繋いでくれる授業もあったが、オンライン用の授業ではないため全く意味がなく、やる気も失せてしまうので、その辺りももっと対応してもらいたい。		
131	小学校のオンライン授業配信では、娘の体調から必ず決まった時間に接続すると確約できない状態だったが、いざ接続しようすると繋がらないことも頻繁にあった。子どもの意欲は流動的で、やる気のあるときにとらえないとやる気そのものがなくなってしまう。 親が調べて理由はわかったが、校内にG I G A 端末の扱いに詳しいスタッフがいるわけでもなく、教職員がG I G A 端末のトラブル発生時に問い合わせができるようなサポート体制が市側にほしい。		

132	学びの多様化学校においては、制度設計、理念設計から、委員を公募し、長野県のように不登校当事者と居場所運営者、有識者を入れて、開かれた場の中で議論されるべきである。「ゆうゆう広場」の機能改変や「別室」運営についても、より良い機能改善や施策改善に取り組むためには、当事者の声を真ん中におくことが不可欠である。 (同趣旨 他 1 件)	学びの多様化学校については、これまで「川崎市不登校対策に係る懇談会」において、有識者や民間団体の代表者等を委員として意見聴取を行ってきました。 今後、総合的な不登校対策を推進する中で、モデル実施を行う別室指導やゆうゆう広場等、他の不登校対策の施策との関連性や他自治体の取組を踏まえながら、引き続き、設置について検討を進めていきます。	B
133	現在中学 1 年生の息子は、私立の学びの多様化学校への入学を希望しており、倍率が高く叶わなかったが、「人を認める・人を排除しない・仲間を作る」を理念に掲げ、安心して楽しく過ごせる魅力的な環境で、教員の方々も楽しそうに子ども達に接していた。文科省の学習指導要領をこなす責任が重くないからではないか。こうした学校が増え、かつ従来の学校も文科省の学習指導要領を柔軟に解釈した取組をしてほしい。		
134	都で行っているチャレンジ校等の川崎市独自の学びの多様化学校について早急に検討してほしい。		
135	学びの多様化学校の設置については、多くの不登校児童生徒、保護者が関心を持っているので、検討を進める中で、市がどのような方向性で考えているかは随時、市民に報告してほしい。		
136	取組 8 学びの多様化学校の設置について、まだ検討中なのが残念である。		
137	公設公営のフリースクールの設置を求めます。		

138	生き方が多様化しているので、「不登校を減らす」ではなく「不登校になっても社会とつながる」「学校に馴染めない子も受け入れることができる社会」を目標とすべきであり、フリースクール等を拡大してほしい。 (同趣旨 他 1 件)	方向性 2 に記載のとおり、ゆうゆう広場の機能改変や I C T を活用した学習支援の充実、学びの多様化学校の設置の検討など、多様な教育機会の確保に向けた取組を推進するとともに、フリースクール等の民間団体の情報をわかりやすく発信したり、フリースクールと学校及び教育委員会とが連携する仕組みについて検討するなど、不登校児童生徒の学びが途切れることなく、社会とのつながりが切れないよう取組を進めています。	B
139	通信高校はかなりお金もかかるし、公立でも通信高校のような多様性のある学校がもっとあればと思う。		
140	塾でもない、市の機関でもない、子どもが学習や行事のプレッシャーを感じることなく過ごせる居場所が川崎市内にはかなり少なく、「フリースペースたまりば」は人気すぎて、何十人も入所を待っている人がいると聞いた。 不登校児は敏感な子が多く、過ごせる場所を選ぶときに自分の肌に「合う」「合わない」が重要なので、川崎市内のフリースクールの少なさを残念に思う。		
141	オンライン授業、民間通信教材などを活用し、自宅学習を進めていた娘には「なぜ学校に行かなくてはいけいないのか、自宅学習ではいけないのか」という疑問がわいていた。在籍中学校では教室への登校復帰が前提であるような支援の仕組みであり、あり方に疑問がある。指針で提案する多様な教育機会の確保イメージは評価でき、取組 4 「別室指導の充実」と合わせ、細かなニーズに対応してもらえることを期待するが、そのためにまずは潤沢な予算と人員の確保が急務と考える。		
142	私立小中など遠方の学校に通う不登校児は、地域に居場所を持ちづらい。居場所や定期的な集まりなどの機会を作してほしい。	地域の居場所の一つとして、ゆうゆう広場については、市内在住又は在学の小・中学生が、私立・公立の別なく利用することができ、また市内に 6 か所設置されていることから、地域に関わらず利用することができます。取組 6 に記載のとおり、市ホームページ等を活用しながら、広くゆうゆう広場を活用いただけるよう、広報啓発を進めるとともに、不登校児童生徒の学校以外の学びの場及び居場所としての機能改変を進めています。	B
143	ゆうゆう広場について、小学生の不登校の親からは、送迎は親の義務とされていて、利用できない悩みがよく寄せられている。世田谷区が民間と協働して公設民営の教育支援センターを作ったように、教育委員会内だけで検討を進めず、民間の力を借りた運営の立て直しを考える時期に来ていると思う。 (同趣旨 他 1 件)	ゆうゆう広場では、今年度、1 か所の広場において、従来の相談員に加え、新たに大学生等の有償ボランティアや、派遣委託による学習支援員を試行的に配置したほか、全ての広場において、小学校高学年児童の保護者の送迎を緩和しました。これらの取組の効果検証を行いながら、今後の対応について検討していきます。	D

144	ゆうゆう広場について、「適応指導教室」が「教育支援センター」となり、その設置目的から「在籍校への復帰」の記載は削除されたのに、古い感覚の教員 OB がいることで、学校に戻ってほしいという意識をひしひしと感じる。民間委託でもよいから福祉職を置いてほしい。 (同趣旨 他 1 件)	ゆうゆう広場では、学習支援、小集団による体験活動、自主活動、社会見学、G I G A 端末を使った活動等、様々なメニューの中から自分に合ったものを自由に選んで参加し、子どもの希望に合わせて、自分のペースで、学校復帰や社会的自立に向けて準備が進められるよう支援をしています。	D
145	ゆうゆう広場は、第 2 の学校みたいで、当事者にとっては行きにくい。こどもサポート旭町のような雰囲気のある居場所をもっと増やしてほしい。	広場の設置数については、行政区ごとではなく、生活圏から離れた施設の利用を希望する児童生徒が気兼ねなく利用できる環境や交通の利便性等を考慮しており、現在の 6 か所としています。	
146	ゆうゆう広場の機能改変に関して、一人ひとりの状態やニーズに応じたプログラムの提供については、居場所と両立するのは難しい印象を受ける。利用者が減っていると聞いているが、適正利用をされているのか、既存の内容を見直してほしい。	今年度、機能改変に向けた取組として、1 か所の広場において、従来の相談員に加え、新たに大学生等の有償ボランティアや、派遣委託による学習支援員を試行的に配置したほか、全ての広場において、小学校高学年児童の保護者の送迎を緩和しました。また、ゆったりできるスペースを設置するなどして、通所しやすい雰囲気づくりに努めています。	
147	子どもが不登校になった際、ゆうゆう広場の担当の方が子どもと一緒に面談したいと言ってくれたが、家を出ない子どもだったので面談に行けず進展しなかった。ゆうゆう広場の担当者は日中のみの対応だったので授業のある先生とのやり取りは難しそうだと感じた。	なお、本市では、子どもの健全育成や居場所の提供を目的として、こども文化センターを設置しており、同センターは年末年始等を除く午前 9 時 30 分から午後 9 時まで、開館時間中は原則としていつでも利用できる施設となっています。学校授業中の利用については、児童生徒の安全確保の観点から施設職員からお声掛けさせていただく場合がありますが、事前に保護者から御相談いただければ、児童生徒の状況に可能な限り配慮した見守りや寄り添い等の対応を行うことも可能です。	
148	子どもの「無気力、不安」の直接的な原因である自己肯定感に対して直接向き合う機会を増やすことを提案する。ゆうゆう広場をはじめ、親の会やフリースクール、児童館、こども食堂などの子どもの居場所、学習支援の場、市民館、いこいの家などの学校以外の地域場において川崎市内の各地で気軽な気持ちで寄ることができるような場をつくるのが大切。	ゆうゆう広場については、試行的な取組の効果検証を行いながら、これまでの居場所としての機能に加え、基礎学力の定着やコミュニケーション力の育成、地域の拠点として、在籍校との連携強化、地域の保護者に対する情報発信など、本市の教育支援センターとして、機能改変に向けた取組を進めていきます。	
149	ゆうゆう広場をもっと不登校児童生徒の居場所として機能させるために、フリースクールの運営・勤務経験のある人材を配置してほしい。		
150	ゆうゆう広場については、「小学校低学年児童では雰囲気になじめない可能性がある」と言われたこともあり、活動内容等が年齢に合っていないことも考えられるし、保護者の送迎が必須となり、仕事を休む必要が出てくる。最低各区 2 か所以上の設置を検討してほしい。		
151	色々な講座が市内にあるが、土日祝日が多く、興味があっても学校に行っている子どもの集まる講座は参加出来ずあきらめている。社会とつながりコミュニケーション力を育てるためにも、平日の子どもイベント、又は年齢制限のない異年齢で触れ合うイベントを設けてほしい。		
152	ゆうゆう広場が近くにないため、同様の施設を学区ごとに設置してほしい。新しく設備を整えなくとも、図書館や文化センターなど、既存の公共施設の一区画を代替すれば可能だと思う。		

153	せっかくゆうゆう広場が市内にあるのだから、これを民営化してフリースクールにしてほしい。施設はあるから、会費も少し割安で運営できるのではないかな。	ゆうゆう広場では、現在、市内のNPO法人と情報共有の場を設定したり、1か所の広場において、派遣委託による学習支援員を試行的に配置するなど、民間の支援のノウハウを取り入れながら、支援の工夫とより利用しやすい施設への改変に努めています。今後、地域の拠点として、在籍校との連携強化や地域の保護者に対する情報発信など、機能の充実にに向けた取組を進めるとともに、関係部局と連携しながら、類似機能施設との役割分担の整理を進めていきます。	D
154	ゆうゆう広場スタッフ、教育相談センター相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへ、共感的傾聴以外にも、不登校知見のある講師からの研修、フリースペースえんに実地研修をするなどして関わり方を学ぶべき。	ゆうゆう広場相談員をはじめ、スクールカウンセラー等の専門職や、教育相談センター相談室相談員については、民間を含めて不登校に知見のある講師等からの助言や研修を受ける体制を整えています。今後も、「フリースペースたまりば」をはじめ、様々な相談・支援機関等と連携しながら、資質向上に努めていきます。	D
155	市内のゆうゆう広場は、すべて小・中学校の敷地内かごく近隣に設置されているが、不登校の子どもたちは、学校や学校の近くへ行くこと自体にスティグマ等を要因とした抵抗感を持つことが多いため、実施場所の再考が必要だと考える。	ゆうゆう広場の設置場所については、学校と隣接している施設が多くありますが、学校とは出入口を分けた別の建物としており、開始と終了の時間をずらす等の配慮をしています。また今後、学校やゆうゆう広場だけでなく、社会教育施設など既存の公的な施設を活用した支援等についても検討を進めていきます。	D
156	ゆうゆう広場の登録者数が減っているのは、ニーズに合っていないだけではなく、新型コロナウイルス感染症との関係もあるのではないかな。	新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活環境が変化し、子どもたちの行動にも大きな影響が及んでいることが考えられますので、そのような子どもたちの実態を適切に捉え、一人ひとりの状態やニーズに応じたプログラムが提供できるよう取組を進めていきます。	D
157	ICTは便利だが、光に敏感で苦手な子どももいるので配慮してほしい。 オンライン授業が始まった時に、家にいる子どもにはプリントが配られなかったり、インターネットにつながらなかったり、黒板が見えず、どこをやっているのか解らない等、子どもにとって意欲を削がれる事が多くあった。 一斉休校で、オンライン授業だったらこんな事は頻繁になかったのでは無いかなと思う。子どもに与える場合は他の生徒同様準備をしてほしい。	合理的配慮の提供については、児童生徒の一人ひとりの実態を踏まえ、困難さの改善・克服の視点を持つことや、学習する内容や方法に広がりが見られたり、できることが増えたりするなど、自己の力を発揮できるようになることが大切であると考えています。 ICTを活用した支援内容については、本人・保護者と学校が十分な教育相談を重ねるとともに、関係機関等からの助言を参考にしながら、例えば光に過敏な児童生徒の場合は画面にフィルムを貼る等、児童生徒に応じた配慮・支援を行っています。 今後も、取組7に記載のとおり、必要な学習機会の確保や継続した相談が実施されるよう、本人・保護者と学校と合意形成を図りながらICTの活用を進めていきます。	D

158	文科省調べでは、I C Tを使ったホームスクーリングでの出席認定は全国で 10000 件を超えているが、川崎市ではどれくらい認められるようになっているのか知りたい。	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の「不登校児童生徒のうち自宅における I C T等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数」では、I C Tの活用以外にも、郵送や電子メール、F A Xなどを活用して提供される学習活動も含まれるため、本市においても I C Tの活用に限った件数の把握はしていませんが、自宅で学習する児童生徒を出席扱いとすることは、自己肯定感の向上や社会的自立において大きな意味があると認識していますので、引き続き、ガイドライン等に基づき対応していきます。	D
159	川崎市の不登校対策として、公立オンラインスクールの開校を希望する。 不登校には色々な理由があるが、起立性調節障害で朝起きられない子も、院内学級のない病院に入院中の子も、時差のある地域の海外転勤に帯同する子も、自分のペースで学べるように授業録画対応もできるようにしてほしい。	不登校児童生徒等が、学校以外の場においても、「学びたい」「居場所が欲しい」と思ったときに、多様な選択肢の中から児童生徒それぞれに合った場所や方法を選ぶことができる環境を整えられるよう、取組 7「I C Tを活用した学習支援等の充実」や取組 8「学びの多様化学校の設置の検討」に取り組んでいきます。 今後、本市の総合的な不登校対策を推進する中で、モデル実施を行う別室指導やゆうゆう広場等、他の不登校対策の施策との関連性や他自治体の取組を踏まえながら、多様な教育機会の確保に向けた取組を推進していきます。	D
160	不登校児の定期券を申請する際に、鉄道会社窓口と学校にかなりの認識のずれがあり、毎回スムーズに進んだことがない。学校では担任が変わるたび説明をしなくてはならず、不信感がある。仕組みがあっても理解されていなければ意味を持たない。 学校へ行けていない子どもたちにも当たり前のように定期申請がスムーズに出来る仕組みを「一般化」して欲しい。 (同趣旨 他 1 件)	不登校児童生徒等が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用については、鉄道では実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、バスでは通学定期乗車券が発売されることとなっていますが、その場合の保護者及び校長による手続について、分かりやすい周知の方法を検討していきます。	D
161	就学援助家庭の児童・生徒がフリースクール等に通ってくる際の交通費や合宿の参加費に対する川崎市の助成制度、通学定期の買い方を知らない学校関係者もまだまだ多く、各家庭に伝わっていないケースもあるので、周知してほしい。		

162	フリースクールは、費用面の負担が大きい。現在は東京都、鎌倉市等がフリースクールの利用料を助成しているようなので、川崎市でも実施してほしい。 また、息子が通うフリースクール事業者も非営利で、金銭面的・人間的に大変な事業と思う。不登校児童生徒にとって安心できる居場所であるフリースクールが持続的に運営できるよう、そして新規フリースクールが増えるよう、事業の補助もお願いしたい。 (同趣旨 他 10件)	文部科学省によると、フリースクールとは、「一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設」とされています。 本市では、ゆうゆう広場や民間フリースクール等へ通学・活動することにより指導要録上の出席扱いを受けている児童生徒のうち、就学援助費の支給対象と認定された家庭を対象に、一定条件の下、児童生徒のフリースクール等への往復交通費や、宿泊を伴う活動経費の一部を交付しています。 なお、フリースクールに限った補助金ではありませんが、本市では、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりを進める団体を育成・支援するため、「地域子ども・子育て活動支援助成事業」を実施しており、不登校児支援を行っている団体にも交付実績があります。引き続き、こうした団体への支援を行っていきます。	D
163	息子も不登校になったが、フリースペースの存在に救われた。フリースペースのスタッフの方々の給与は川崎市の公務員の給与と比べて格安である。セーフティネットであるフリースペースやその他不登校の子供たちの居場所が今後も存続し続けられるように、しっかりとした補助をお願いしたい。		
164	不登校の子どもたちとの関わりについて経験豊富であり、かつ彼らとの関りについて教育的視点での軸足でなく、「寄り添う」ことに軸足をもつ専門家が、子どもたちとも関係性を築き、安心を広げつつ、家庭内での必要最小限の学習にも寄り添いつつ、社会的自立に向けてサポートする役割を担える人員の確保・配置であるとする。自治体自らが実行する施策とともに民間への依頼を含む家庭の選択肢を増やす施策（費用補助のような仕組み）についても今後検討行ってほしい。		
165	現在、公立中学に在籍する娘が学校を休みがちな状態だが、WISC検査を受けたところ、いわゆるギフテッドにあたる数値だった。アンケート結果では、勉強ができないことを前提にグルーピングされているが、実は回答者の中には、勉強をもっと進めたい子もいるかもしれないということが、不登校というくりの中で一緒にされてしまっていることに違和感を感じた。学校の先生も事例がないのか、対応策の面でなかなか難しい様子を感じる。 こういう「浮きこぼれ」といわれる子たちにも対策を検討してほしい。	いわゆるギフテッドと言われる特異な才能のある児童生徒の存在については認識しているものの、その指導については、現在、ギフテッドとして特定するための明確な基準が定められていないことから、本市では、ギフテッドに特化した取組は行っておりません。ギフテッドを含め、「個別最適な学び」を通じて個々の資質・能力を育成するとともに、「協働的な学び」という視点も重視し、児童生徒同士がお互いの違いを認め合い、学び合いながら相乗効果を生み出す教育が重要と考えています。	D
166	12頁 図11の通り、大人数で一斉に教室で授業を受ける以外の学習方法には一定のニーズがあるし、学習への意欲も人それぞれである。意欲のある児童生徒の存在も想定した上で、支援方法について検討してほしい。また逆に、授業の内容が簡単すぎて登校する意味を感じないという児童生徒がいる可能性も考慮すべき。		

167	フリースクールを学校の出席扱いとして認定するかどうかは、個々のケースごとに校長判断となっているが、一定の枠組みやガイドラインを作り、フリースクールへの出席を認定しやすい環境を構築してほしい。	本市では、令和２年度に、教室以外の学びについて取りまとめた「民間施設及びＩＣＴを活用した学習を出席扱いとする場合のガイドライン」及び「指導要録の出席扱いにかかる積極的な対応の留意点」を定めましたが、令和５年３月に文部科学省から発出された「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（COCOLO プラン）等を踏まえて本年４月に改訂するとともに、フリースクール等での学びの出席扱いについて、各学校の校長へ周知しています。	D
168	「学校に戻ることが目的」ではなく、「子どもたちが自主的に学べ生活できるようになるか」を目的に、学びの場を学校の敷地内だけでなく、地域全体としてとらえて考えてほしい。	方向性２に記載のとおり、ゆうゆう広場の機能改変やＩＣＴを活用した学習支援の充実など、多様な教育機会の確保に向けた取組を推進し、全ての不登校児童生徒等の社会的自立を後押ししていきます。	D
169	中学生の頃不登校だったが、理由は今でもはっきりせず、色々な要因が重なった結果かと思う。月数回ほど教育相談センター相談室に通い、相談員の方と編み物など、学校とは全く関係のないことに没頭する時間がすごく楽しく安心した。家と学校から離れる時間を作ってもらったのが非常によかった。教室に戻るまでには至らなかったが、通信高校で勉強し、専門学校に毎日通えるまでになった。 私のように原因がよくわからず、精神、身体的な原因が重なって不登校になってしまう子もいると思う。無理やり学校に行かせるのではなく、まずは子供の不安を取り除くために、家と学校以外の安心できる場所を増やしてもらえるとよい。		
170	不登校にならないための予防策の視点として、今の学校制度に合わない子供が増えているのであれば、学校制度の変革が必要な時期かもしれない。単位制やオンライン等多様な学び方があっていい。学校に毎日通うことより、心元気に楽しく学べること、生きていけることのほうが大事であり、登校しないと自ら決定し、違う道を取捨選択できるような世の中の風潮、自由な社会意識の醸成が必要である。		
171	さまざまな機関に相談したが、行政に携わる方々が不登校児の実態をよく知らないのではないかと強く感じる。「不登校児への教育機会」に熱心に取り組んでいても、不登校児童の数は増え続ける気がする。もはや、不登校児童の数を問題ととらえることが適切でないかもしれない。 学校に通わないことを不登校と言うが、学校に通わない学びの自由が保証されていいし、入学する際に、「学校」か「そうでない場所」か「自宅か」を選んでもいいと思う。「教育」よりも「子どもが求める自由な学び」「子どもが過ごしやすい居場所」のことを考えてほしい。		

172	不登校になってもそれまで学校で頑張ってきたことや、楽しかった思い出は決してなくなるものではないので、魅力ある学校づくりというのはとても重要だと思うが、学校に行くのがつらくなっている子供にとっては、普通の学校以外の場所や学ぶ手段を認めてあげて、学校に行かない期間があっても大丈夫という安心感を持てたら気持ち楽になると思う。		
173	もう不登校対策ということから卒業して、学校へ通っている子も、通えない子も、全ての子どもたちのための学び舎を作してほしい。今ある学校のシステムを全て壊して、毎日が、自由で楽しくて、それぞれの個性や長所が重んじられ、輝ける、新しい仕組みを作ってはどうか。 学校に通えない子は、自己肯定感が低くなり、周囲の子からはサボっていると責められ、周りの大人からは、ダメな人、将来が心配と思われることが、当事者に伝わり、悲しみしかない。学校に通っている子どもたちに、学校にこれない子どもたちのことを語ったり、立場の理解を求められる世界になってほしい。学校の改革は、急務であり、大人たちの責任だと思う。		
174	不登校の原因はいじめなど、様々であり、無理に学校へ来るように仕向け無くてもいいと思う。アメリカではホームスクーリングを選ぶ子供の数は370万人ととても注目されていて、節税等の経済効果もあるとのこと。		
175	さいたま市や東京都のメタバースを利用した公立校在籍不登校児童生徒の居場所作りや、大阪府大東市の教育長、石川県加賀市の教育長の提案を参考にしてほしい。		
176	「全ての子」にとって魅力ある学校というイメージが湧かない。既存の学校か不登校特例校という2択ではなく、既存の詰込み型の学校、評価も競争もない学校、緩くゆったり楽しい学校、少人数教室しかない学校、オンラインと通学と選べる学校等々、バラエティ豊かな公立学校が近くにあって選択肢が多ければ、その中から子のタイプや家庭の方針にあった学校が選べる。不登校は、心がポツキリ折れ、いわば全身骨折しているようなもので、なってからでは学習意欲を失っているばかりか心の回復までに労力と時間と負担がかかるので、不登校になる前に、最初から選択肢がある方が何倍も良い。		
177	「最初に行きづらいつと感じ始めたきっかけ」は様々なものに対し、その後行きづらくなる理由に「勉強が分からない」が挙げられていることは大いに納得できるが、欠席児童生徒への学習フォローまで教員が担っているのは、ただでさえ過剰労働の教員のキャパシティを超える。学年を問わず欠席児童生徒も校内寺子屋に参加できるようにする、授業の録画を公開する、授業のオンライン配信を保障するなど、ソフトハード取り交ぜた対応を考えてほしい。		
178	学校に行っていないために勉強が分からなくなっていて、もう無理と思ってしまっている子が多い。一方、高校を目ざすようになって、行く先を見つけて巣立っていく。きちんと学力をつけられないままそれでもついていけるのか心配である。		

179	公立学校に対する施策は色々で見受けられたが、中学受験をして私学に通う子供も多いと思う。子どもの通う私学では、ゆうゆう広場等への登校は出席日数と認めてもらえず、居場所がない。私学の場合の不登校に関する情報収集の術の周知や、私学でもゆうゆう広場などへの登校を出席日数としてカウントする働きかけなど、ぜひ積極的に行ってほしい。	ゆうゆう広場では、毎月、活動の状況を在籍校に報告していますが、出席扱いについては、在籍校の校長が判断しています。不登校に関する様々な情報については、今後、全ての児童生徒やその保護者が容易にアクセスできるよう、民間団体の情報も含めて、分かりやすい情報発信を行っていきます。	D
180	文科省より「不登校は決して問題行動ではありません」と定義されたが、言葉上だけであり現実には国が指定した学校を出てしまうと全て家族にのしかかり家族崩壊も起こる。子供が安心して学ぶための場を確保するには金銭が必要にもなり、賄えない家庭は置き去りである。 通所する定期の発行にしても毎回多くの時間を取られるので、通常の定期発行と同じ扱いにしてほしい。	方向性 2 に記載のとおり、ゆうゆう広場の機能改変や I C T を活用した学習支援の充実、学びの多様化学校の設置の検討など、多様な教育機会の確保に向けた取組を推進するとともに、フリースクール等の民間団体の情報をわかりやすく発信したり、フリースクールと学校及び教育委員会とが連携する仕組みについて検討するなど、不登校児童生徒の学びが途切れることなく、社会とのつながりが切れないよう取組を進めています。 また、不登校児童生徒等が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用については、鉄道では実習用通学定期乗車券制度による通学定期乗車券が、バスでは通学定期乗車券が発売されることとなっていますが、その場合の保護者及び校長による手続について、分かりやすい周知の方法を検討していきます。	D

(5) 第3章 方向性3「関係機関との連携強化」に関すること

No	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
181	教育機会確保法のパンフレットを配布して、本当にすべての教員がきちんとその趣旨を理解し、体现できるのか？「多様な学び」に関する「教員の意識改革」は絶対に必要。机上の空論だけではない実効的な研修が必要であり、福祉機関に派遣研修などしてもよい。教員が市の職員になったのだから、政令市の強みを活かして、児童相談所やこども発達相談センターとの交換研修などしてほしい。	こども未来局や健康福祉局等を含めた福祉に係る関係部局の相談・支援機関との連携強化は重要なものと考えており、具体的な連携の手法内容を含め、更なる連携体制の強化について検討を進めています。	B
182	不登校は、そのまま引きこもりのリスクも増加させるが、高校卒業以降はサポートがなくなってしまう。問題は各家庭において依然として残り続け、その負担は相当なものである。教育と福祉の異なる組織間で連携して、長期的なサポート体制を構築してほしい。		
183	フランスの学校では、医師の診断の無い月 2 日以上欠席が生じた時点で子どもを学校以外の支援につなげるようである。子どもの休息は最重要で見守り期間も必要だが、その間親子も周囲も冷静でいられるよう、学校外の支援との連携を学校が早期手配する体制にしてほしい。		

184	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小学校のコーディネーター、区役所など、関連での連携をスムーズにとってほしい。		
185	23頁の最後の段落は「機能として重複するような施設があれば拠点を再編する、減らす」ということになるのか、どのように検討するのか方向性も書いてほしい。行政の部局の縦割りの弊害が不登校生徒の学習支援低下につながらないことを願う。		
186	「チーム学校」という校内支援の取組をさらに進めて、「チーム地域」「チーム川崎」という考え方で子どもたちの可能性を共に創造する場を作ること提案する。子どもたち一人ひとりの自己肯定感の原動力の発見のための直接的な支援、互いを尊重し合える地域の環境をつくっていくような取組を行っている川崎市内のNPOや団体、地元企業と連携することで、子どもたちの育つ学びの場はより広く深くなる。		
187	教員だけで不登校対策を考えないでほしい。 親の会や民間支援団体から十分な意見を聞くことで、不登校対策の本質的な話し合いができると思う。また、学校が苦悩している現状や限界も知ってもらうと良い。不登校の子どもたちや保護者の苦しみには学校不信もあるので、保護者や民間支援団体の方の声に耳を傾けることで、不登校の本質や苦しみへの理解がより深まっていくと思う。 (同趣旨 他3件)	取組11に記載のとおり、不登校児童生徒及びその保護者に対して、親の会やフリースクールなど不登校児童生徒及びその保護者への支援を行っている民間団体と連携・協力しながら、適切な支援ができる体制を構築していきます。	B
188	フリースクールなど民間団体と連携した取り組みについては、不登校施策を考える教育委員会内の課との定例的な情報交換の会を希望する。		
189	フリースクールと学校、親の会の連携は感じることはなかった。		
190	フリースペースに登録している不登校児童生徒のうち、本人・保護者が希望したケースには学校の求めに応じて出席報告を学校に毎月届けているが、学校の先生が現場に訪ねてくる例は極めてまれである。もちろん本人の意思が尊重されるのが基本だが、学校とフリースクールが連携するというのは、どうやって児童生徒の最善の利益がかなえられるにかかっているので、意味ある連携を進めていきたい。		
191	取組5について、校内居場所カフェや、高校年齢以降の不登校気味な生徒や若者が活用できる居場所や相談機関をしっかりと位置づける必要がある。市長事務局と教育委員会の強い連携協議を行いつつ、民間NPOなどの参加を求めた協議の場を設けてほしい。		
192	親の会やフリースクールとの連携、協力体制の構築を、引き続き行ってほしい。 不登校相談会等、不登校関連のイベントなどに親の会が参加することで、去年は保護者との繋がりが生まれ、効果は大きかったと思う。		

193	子どもの居場所についても、民間団体が発行しているマップなどを協力して発行できると、より不登校の子どもたち、保護者に伝わりやすくなると思う。		
194	不登校の子どもたちが使っている施設で働くスタッフの人から、現状について話を聞き取ってほしい。		
195	不登校を経験されている方々が中・高校を卒業した後の居場所がないことが多く、その受け皿にもなっており、小学校から不登校の学生が、我々の活動などを通して現在大学に通っている事例なども出始めている。民間団体の活用として、私どもが現在取り組んでいるソーシャルデザインセンターとも連携を検討してほしい。		
196	不登校児童生徒及び保護者の不安が早期に取り除くことができるよう、実績のある民間活動に対する情報共有を積極的に進め、生活困窮支援も含めた福祉・医療・相談機関などの不登校・ひきこもりの支援マップを官民共同でつくって、共有してほしい。 (同趣旨 他1件)	取組11に記載のとおり、全ての児童生徒及びその保護者が、不登校に関する様々な情報へ容易にアクセスできることは重要と考えています。民間団体と連携・協力しながら、市内の相談・支援機関をはじめ、学びの場や居場所等の実態を把握し、分かりやすい情報発信の在り方を検討していきます。	B
197	不登校になったときにどのような支援や居場所などがあるのか、まとまった形で川崎市の取り組みの情報を得ることができなかったので、情報を集約、発信するサイトがあり、そこに親の交流会などの企画案内も掲載してほしい。		
198	小学2年生の息子が不登校になった際、ゆうゆう広場や学校、療育センターに助けを求めたが、どの施設でも十分な支援を受けることができなかった。 不登校の始まった家庭はまずはこどものケアに手一杯で混乱しやすく、簡単に必要な情報を得たり助けを求めたりできないと思う。 行政機関側にはまず家庭訪問をして、必要な情報提供など行ってほしかったし、教員にも、不登校気味の児童の保護者への情報提供や療育センターなどの相互連携を迅速に行ってほしい。		
199	不登校の子どもと同じかそれ以上に親は苦しんでいるが、不登校に関する情報を得るのが難しい。メールやミマメルメを使って、支援体制や講演会に関する情報提供を検討してほしい。		
200	取組9～12について、必要な情報が子どもたち、保護者に届いていないことが多い。		

201	情報を必要とする保護者や児童生徒が速やかに相談先の情報を得られるよう、Q Rコードなどを活用して、A 4 サイズ 1 枚で学校から児童生徒、保護者宛に、配布できる相談機関一覧があると良い。「どこにも支援につながっていない」子どもたちのために、公的相談機関や親の会、フリースクールの情報に加え、一般社団法人、N P O など民間機関も含めて、選択肢を広く掲載し、休み始めの多い 4 月、9 月を基本として、年 5 回以上の配布が望ましい。学校だよりの裏面に印刷する、児童生徒の端末にデジタル配信する、学校ホームページに掲載する、保護者会で教職員から「誰にでも起こり得ることで早期対応が大切」と一言添えて配布するなどしてほしい。		
202	S S W、メンタルフレンドなど不登校についての情報を受け取るまでに時間がかかり、社会に出る自立をする時間が足りない状況にある。中には支援者が知らない場合も多いので、もっと分かりやすく誰でも受け取れる様にして欲しい。		
203	フリースペースえん以外の居場所調査をしてほしい。		
204	外部の団体と繋がり情報を得る事は不可欠だが、不登校児童生徒の保護者は学校の通常の参観や懇親会には出席せず、学校との繋がりが乏しく孤立しがちなので、校長が別枠で校内で保護者会を主催してほしい。 (同趣旨 他 1 件)	取組 1 1 に記載のとおり、児童生徒だけでなく、保護者に対しても適切な支援ができる体制を構築することとしています。学校内で不登校児童生徒等の保護者が孤立しないような取組についても重要と考えていますので、今後、各学校の実情に応じて、その支援の在り方等について検討していきます。	B

205	取組 1 2 について、川崎市にはすてきな施設がたくさんあるのに、午前中に子どもが利用するのが難しいと思っていたので、希望をもった。市民館の保育室や体育室、こども文化センターなど、午前の居場所として充実していくとありがたい。	本市では、子どもの健全育成や居場所の提供を目的として、地域の児童等を対象としたこども文化センターを設置しており、同センターは年末年始等を除く午前 9 時 30 分から午後 9 時まで、開館時間中は原則としていつでも利用できる施設となっています。 入館表への氏名等の記載については、児童生徒の安全確保の観点等から記入をお願いしているものです。また、運動のできる部屋など、一部の施設や設備は人気が高いため、多くの子どもが平等に利用できるよう予約制としている施設もあります。 学校授業中の利用については、児童生徒の安全確保の観点から施設職員からお声掛けさせていただく場合があり、また現行の「川崎市こども文化センター・川崎市ふれあい館指定管理仕様書」には、不登校児童生徒等の居場所支援について記載はありませんが、事前に保護者から御相談いただければ、児童生徒の状況に可能な限り配慮した見守りや寄り添い等の対応を行うことも可能です。引き続き、適切な対応を行うよう、指定管理者に対しては、指導・助言を行っていきます。 また、本市では、現在、放課後等の子どもの居場所の充実に向けて、子どもたちが「居たい・行きたい・やってみたい」と思える居場所の検討を行っているところです。検討に当たっては、引き続き、地域特性や子どもたちの意見等を丁寧に把握し、関係部局間で連携しながら取組を進めています。	C
206	学校の巡回カウンセラーに紹介してもらった「とまり木」の一つとして、子どもがこども文化センターを利用しようとしたが、「お家の人は知ってる？」と聞かれ「利用してはいけないのかな」と感じたようだ。「こどもはいつでもだれでもきていい場所」のようなゆやかさを持ってほしい。		
207	小学生の保護者は共働きのケースが多いが、不登校児の居場所として学校以外に見てくれる施設がない。こども文化センターの方は、授業のある時間に子どもだけでくる子は登室を断ると言っていた。保護者の方が働いていて学校に行かれないお子さんの過ごせる居場所や、自宅で過ごす場合の見守る人のいる環境の整備が必要である。		
208	中学校区に一つ存在する「こども文化センター」の活用は、とても重要であり、学校に行けなくても「こども文化センター」には行けるという安心感は、大事である。職員に S O S が出せたり、食や学習の支援が受けられたりできるようになるとよい。指定管理者募集の際に「仕様書」にしっかりと不登校児童生徒の居場所支援を位置づけてほしい。		
209	不登校児童の学ぶ場・居場所、特に、午前中の居場所の充実働く保護者の立場からすると切実な願いであるが、こども文化センターは、不登校児童生徒の利用について職員の理解が不足しているケースが散見され、貴重な居場所であることを職員が理解できるよう、指導すべきである。 また、市内の公設フリースペースはフリースペースえんのみであり、説明会の予約すら困難な状況であるため、同様の施設の新設等について、民間企業・団体と連携し検討してほしい。放課後等デイサービスが不登校児童生徒の受入れを拡大する方向に動いてはいるものの、職員の確保などが追いついていないため、事業所に対して、市独自の支援策を実施してほしい。		
210	こども文化センター利用に際し、入館時に名前を書く、体育館を利用する際に予約が必要などの仕組みを見直し、子どもが利用したいときに簡易的に利用できるようにしてほしい。		
211	9 時半～ 2 1 時まで開館しているこども文化センターを不登校児の居場所としたらどうか。ゆうゆう広場のような教育によせた内容ではなく「フリースペースえん」のような子どもの主体性を尊重した内容にしてほしい。		
212	夢パークやえんも人が多く利用が難しい子もいる。子どもの居場所が出来たチラシを見て、夢パーク以外に体を思いっきり動かせると喜んだものの学校が終った時間からしか利用出来なくて残念だった。学校の子どもがいない時間夜に出掛けやすい子もいるので、色々な場所で午前中～又は午後 6 時以降に利用が出来るようにしてほしい。		

213	関係機関連携は重要だが、今の子どもは忙しく、居場所の必要性がわからないし、放課後の居場所が欲しい子と、不登校の子の居場所は方向性が違うのではないか。施策の連携は方向性やターゲットが同じ、相似しているものであるべき。		
214	子供が不登校になる前は、問題がある子になるもので、自分の子になるわけないと思っていたが、ほんとに誰でもなるんだというのをもっと強くアピールしてほしい。	不登校児童生徒の多様な教育機会の確保が求められる中、地域においても多様な学びが受け入れられ、不登校児童生徒やその家族が生活しやすい地域社会となるよう、いわゆる「教育機会確保法」の趣旨の周知等の取組を進めていきます。	C
215	不登校がダメだという風潮がなくなるような世界になってほしい。		
216	不登校・ひきこもりの社会問題は、マスメディアで特集を組まれたりと認知は進みつつあるものの、一般に関心が高い状況ではなく、自分のように当事者の親となって初めて、その本質に気づく人が大多数と感じる。 不登校・ひきこもりになる明らかな理由がある場合もあるが、原因不明で当人も理由を説明できないことが多い。多様な個性の一つと捉える社会風土を構築するために、まず市長に「不登校・ひきこもり社会問題」の問題認識と対応方針を語ってもらい、市民に公知、啓蒙してほしい。		
217	取組 1 2 の優先度は最も高いのではないか。不登校の数は増えていても、現在の学校以外の場への登録者数は増えていないので、さらに多様な受け皿を整え、周知していく必要がある。学校へ戻ることをゴールにせず、地域の居場所から次の居場所へ、やがて社会へ、というゴールがあるという認識を広めてほしい。		
218	不登校の息子は過敏なところがあり、安心して過ごせる場所が限られ、散歩しようにも「学校に行っている時間なのに、と大人に見られていると感じる」と言って嫌がる。学校も、地域も、大人たちが、子どもが過ごす場所を「学校」だけに限らないと知って、寛容な目で見守ってほしい。		
219	私たち大人の世代は、昭和の画一的な教育の中で育ち、一人ひとりを認める、一人ひとりの個性を引き出し応援するという経験がないため、子どもたち一人ひとりの力を引き出す術や力を持っていない。川崎市子どもの権利条例ができた際に、子どもたちから「まずは大人たちが幸せになってください」という名言があったように、親や教員や地域の大人たちこそが、自己肯定感を高め自分の人生を自分らしく生きる人となることが先決である。 親、教員、地域の大人たちの研修や学びの機会を教員研修の場だけでなく、地域の中にも作り、増やしてほしい。		

220	学校に行かない事で、「登校の圧力」を先生のみならず地域から受けている場合があり、特に初期は、外に出るのがつらく、引きこもりがちになる。 静かな環境や、人に会いたくない為、学校の子どものいない時間帯にこども文化センターや公園を利用したりするが、放課後や休日、夏休みになると居場所がなくなり不登校の友達とも会いつらくなる。		
221	子どもが不登校だと理解してくださり毎日散歩がてら買い物に行っている所がある。店主と毎日雑談を交わして、引きこもり気味だった子どもが「あのお店で外に出れる様になった！」と喜んでいて、学校にもチャレンジする様になった。落ち着いた少ない人数で話せる事の体験は個人商店の強みで、コミュニケーションや計算等これ程勉強になる事はないと思う。		
222	不登校の方にとって理由、きっかけはあるもの。自分の事を親身に聞いてくれる家庭環境、地域行政が不可欠である。		
223	本人や家族がＳＯＳを発信できる環境づくりとして、相談施設、遊びの場に相談員が常駐したり、国全体としてのコマーシャル等に取り組んでほしい。		
224	教育委員会が策定するため、学校が担うことを指針とするのが基本だと思うが、家庭・地域・社会を育てていかないと、子どもの自殺、不登校を減らしていくことは難しく、本指針も、本来、行政の縦割りを排して、子どもに関わる全ての機関合同で作成することが望ましい。		
225	教育相談センター初回相談までの待機日数縮減に向けて、申込方法を電話だけでなく、メールを加え、緊急性が高いと判断できる場合には、初回面接の日程を優先するなどの仕組みが必要。保護者から学校への申し込みにも、同様にメールによる方法を加えるべき。 (同趣旨 他 1 件)	教育相談センターへ速やかに相談することができる環境整備は重要と考えており、初回相談までの待機日数縮減に向けて、令和 5 年度から心理臨床相談員を増員したほか、相談内容に応じたより適切な対応を図るため、今年度からフローを見直し、申込は原則として学校を通して行うこととしたところです。今後は、これらの効果を踏まえながら、学校とも緊密に連携し、更なる待機日数の縮減に向けた取組を進めていきます。	D
226	教育相談センター相談室は、相談するのに時間がかかるので、相談場所をもっと増やしてほしい。	教育相談センターへ速やかに相談することができる環境整備は重要と考えており、令和 5 年度から心理臨床相談員を増員しました。また、初回相談までの待機日数縮減に向けて、相談室への申込方法の改善や適切な相談終結に向けた取組等を進めているほか、年間を通してケース相談や事例検討等の研修を行っており、今後も相談員の資質向上に努めていきます。また、児童生徒や保護者のニーズに応じて関係機関を紹介するなど、必要な支援に速やかにつなげるよう努めていきます。	D
227	教育相談センター相談室の初回相談までの待機日数縮減に向けて、心理臨床相談員をさらに増員してほしい。		
228	教育相談センター相談室の心理臨床相談員の人材確保のための取組として、相談員同士で共有し、相談員自身の不安を減らせるような体制を整えるなど、働く環境を整えることが必要。		

229	子どもとのよりよい関わり方を知りたくて教育相談センター相談室を利用したが、教育相談の目的がわかりにくく、相談員によって対応に差があった。対処法や他の適切な相談機関・医療機関につないでほしかった。		
230	教育相談センター相談室の心理臨床相談員について、非常勤では長く続かず育成が難しいと思うので、正規職員を配置したほうがよい。		
231	教育相談センターの相談内容のうち、不登校が8割を超えている現状で、「心理」の専門家のみの配置では不十分であり、不登校の児童生徒など困難を有する子どもたちと一緒に過ごした経験が豊富な専門的職員の配置を検討すべき。		
232	教育相談センターが市内に2か所では到底足りない。相談員が、各区役所やこども文化センターに出向いて相談が受けられるようにするなど、もっと現場に近づく方法を考えてほしい。	不登校に関する相談については、教育相談センターだけでなく、各区役所の地域みまもり支援センターや児童相談所等でも対応していますので、身近な窓口で相談できることについて、今後も周知を図っていきます。	D
233	教育相談とは学校へ行かせるための相談なのか。不登校の子の希望に沿っていないと感じる。	教育相談は、学校に登校することを目的として行うものではなく、児童生徒の成長を支援することを目的としています。児童生徒の中に「学校に行きたい」という気持ちがある場合は、引き続き、本人に寄り添った相談を進めていきます。	D
234	口ではなかなか言いづらい事も相談しやすい環境を作るため、各G I G A端末から担任の先生、担任以外の先生、保健室の先生、学校以外の相談できる施設へとポチッとすることで繋がるようにしてほしい。	市内の小・中学校に在籍している児童生徒のG I G A端末には、「そうだなしたいとき」というブックマークをあらかじめ設定しており、G I G A端末を通して学校外の相談窓口とつながれるようにしています。引き続き、I C Tの活用も含めた相談しやすい体制づくりに努めていきます。	D
235	学校から相談先の電話番号カードなどが配布されたが、今の児童生徒が自分で電話をかけることにはハードルが高い。友達のことと勉強のことは学校に相談できても、先生のことを相談しやすい体制が必要。		
236	不登校の保護者もつらいと思うし、自分は親の会を探すのが大変だったので、SNSなど気軽に相談できるものがあるとよい。	本市では、教育相談室をはじめ、電話相談ホットラインや子ども専用電話相談など、電話による教育相談窓口を複数設置しています。また、オンライン相談については、総合教育センターにおいて、メール教育相談フォームによる相談を受け付けているほか、神奈川県が設置しているL I N E相談窓口への相談も可能となっております。	D
237	学習障害などの障害をもつ生徒、外国にルーツをもつ生徒、所得の低い家庭の生徒、ひとり親の家庭の生徒などがある場合は、福祉関係部署や福祉関係機関との連携も必要なので、そのような対策の経緯やこれからの予定をどこかに追記願いたい。	こども未来局や健康福祉局等も含めた福祉に係る関係部署の相談・支援機関との連携強化は重要と考えており、更なる連携体制の強化について検討を進めていきます。	D

238	教育相談センター相談室、ゆうゆう広場なども、不登校児童生徒が 2,816 人という現状では、そのすべてを受け入れることは不可能である。 保護者が平日に送迎できない場合や、自尊心の低下や過剰に人目が気になる児童生徒、校内や学校の近くに行けないという児童生徒もいる中で、校内の S C には相談しづらい場合もある。 受け皿が圧倒的に不足している現在、確かなスキルのある民間相談機関との連携は必須であり、「土日対応が可能で、働く保護者を受け入れられる」「学校と離れたところだからこそ、気兼ねなく相談できる」「保護者のカウンセリングも行うことができる」「学校との連携に慣れている」という相談機関と連携してほしい。	不登校の要因や背景が多様化・複雑化している中で、不登校児童生徒及びその保護者へ適切な支援を行うためには、福祉や医療等の相談・支援機関やフリースクール等の民間団体など、様々な関係機関と連携することが必要です。不登校児童生徒等の状況に応じた支援が切れ目なく実施できるよう、一人ひとりの状況を把握しながら、緊密に連携する体制づくりを進めていきます。	D
239	学校における校長・教頭などの管理職の人事評価に、福祉との連携に係る項目を設けて評価すべき。	人事評価については、「人事評価制度ハンドブック」の項目に基づき、総合的に評価しています。こども未来局や健康福祉局等を含めた福祉に係る関係部局の相談・支援機関との連携強化は重要と考えていますので、今後も学校との連携強化を図っていきます。	D
240	「怒ってはいけない」「褒めて伸ばす」など情報が多すぎて親も子育てに悩んでいる。親向けに学校別の相談会を実施したり現役教員がセミナーするなど、「子ども」へのアプローチから「親」へのアプローチも考えた方がよい。 (同趣旨 他 1 件)	不登校児童生徒等にとって一番身近な存在である保護者の孤立を防ぎ、不安を軽減することも重要と考えています。取組 1 1 に記載のとおり、親の会等とも連携しながら、保護者に必要な支援を検討していきます。	D
241	多くの保護者は、不登校によって進学や就職できなくなるのではという先の不安を抱くが、子どもたちは「いま、苦しんでいる」のであり、保護者を安心させるために生きているのではない。そもそも、他の子と違ってしまふのをなぜそれほど怖れるのか、最初に取り組むべきは親の内面であり、親自身が心に余裕を持つ必要がある。保護者面談において、相対する教師やスクールカウンセラーも、親自身の不安や秘めた想いに焦点化すべき。		
242	親として、どうしたら学校に行けるかではなく、どうしたら子供が自分自身を認めて、前に進んでいく元気を出することができるかということを、誰かに相談して力を貸してほしいとずっと考えていた。通信制高校の先生には進路の相談にものってもらったが、自分で動き始めるのは時間が必要で、その間、親がメンタルを保つということが本当に重要だった。私にとっても本当に大変な時間で、そのおかげで自分自身が成長できたとも感じる。時間がかかっても、普通とは違って、成長していける、それでも認めてもらえる社会であってほしい。		
243	進路への不安が親子をさらに苦しめるので、中学校の早くから、全日制以外にも通信制、定時制、専修学校、通信制サポート校、高卒認定など、内申が関係なくやり直しがきく学校が沢山あることを、保護者が知る機会を増やしてほしい。		

244	保護者支援については、早期発見・早期対応のためのお便りと、不登校に陥った場合の保護者のメンタル支援が大切。 学校だよりなどで、注意して見守ってほしい子どもの様子の「ポイント」を具体的に、同じ内容を定期的にお便りで伝え、口頭で説明を加える。保護者が不登校の子どもへの接し方が分からなかったり、子どもの不登校を家族から責められる場合もあるが、保護者自身のこころのケアが不十分である場合、子どもの不登校の改善にも時間がかかるケースが多いため、保護者のカウンセリングを行える相談機関が必要。		
245	人間関係や外との繋がりで躓き傷ついて心身共に疲弊しきっている時期には、子ども本人との接触をしない方が良い場合も多く、そのような時は、保護者の不安を軽減し保護者を孤立させないよう保護者との関わりを持つことが重要である。		
246	36頁 図31の関係機関との連携のイメージの中に、フリースクール等や親の会を書き込んでほしい。	フリースクールや親の会等、不登校児童生徒及びその保護者に対して支援を行っている民間団体と連携する具体的な仕組みについては、今後検討を進めていきます。	D
247	取組11 親の会・フリースクール等との連携・協力体制の具体的な取り組み例の2つめに、「不登校児童生徒が自己肯定感を育みながら安心して居場所で過ごし」という文言を追加してほしい。	方向性2に記載のとおり、児童生徒が学校以外の場においても、「学びたい」「居場所が欲しい」と思ったときに、多様な選択肢の中から児童生徒それぞれに合った場所や方法を選ぶことができる環境を整えることが必要と考えていますので、今後、フリースクール等と学校及び教育委員会が連携・協力しながら、適切な支援ができる体制を構築していきます。	D
248	先生たちにも限界があるので、学校を越えて、いろいろな学校を訪問して気になる子を見て関わり方を教員・親に伝えたり、フリースクールに行って子どもの状況を見たり、親にセミナーをしたりする人材がいるとよい。 (同趣旨 他1件)	本市では、スクールソーシャルワーカーを各区に配置し、区内の学校において支援の必要な児童生徒に関し、それぞれの状況に応じて、福祉や医療等の相談・支援機関につなぐ等の対応を行っています。現在6区に2名配置しており、令和7年度に多摩区に1名増員し、全区2名の支援体制に拡充します。 引き続き、不登校児童生徒等一人ひとりに対して丁寧なアセスメントを行い、それぞれに応じた支援を計画的に実施していきます。	D
249	共働き家庭の増加という現代において、低学年児童の不登校は親の就業の継続を左右しかねない問題である。不登校支援として、ふれあい子育てサポート事業との連携や、在宅学習支援の新設、民間のキッズシッター等サービス利用に関する補助など、家庭学習を見守るサービスが必要。	安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、ライフステージに応じて、地域全体で子どもや子育て家庭に寄り添い、しっかりと支える環境づくりが重要と考えています。 国が令和5年12月に閣議決定した「こども大綱」においても、こども施策に関する基本的な方針として「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことが示されていますので、本市としても国の動向を踏まえながら、子育て支援施策を推進していきます。	D

250	義務教育が終了した後、高校に行く見通しがいい場合の支援について、どうなるのか示してほしい。	義務教育終了後の不登校対策についても、課題の一つと認識しています。中学校夜間学級の活用等を含めて切れ目のない支援ができるよう、関係部局・関係機関と連携し、検討していきます。 また、本市では、ひきこもり状態の本人や家族を対象に、川崎市ひきこもり地域支援センターにおいて面接、電話、訪問等による相談支援を実施しています。相談においては、関係機関と連携を図るとともに、自立も含めた将来について、本人や家族のニーズに寄り添った支援に取り組んでいきます。	D
-----	---	---	---

(6) 指針(案)の全般に関すること

No	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
251	基本方針は良いと思う。	今後、本指針に基づき、不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしながら社会的自立を後押しすることができるよう、教育委員会だけでなく、関係部局や関係機関・団体とも連携を図りながら不登校対策を推進していきます。	B
252	指針(案)を拝読し、たいへん勉強になった。川崎市教育委員会の真摯な取り組みに感謝し、今後の施策に期待する。		
253	素晴らしい計画である。多様な教育機会の確保など、学習支援について厚く対応することが伺える。これは2024年3月に公開された文部科学省委託事業の結果等、従来の不登校要因分析の結果において強く要望されているもので、教育現場、生徒本人、保護者のニーズに適合した内容であると考えられる。		
254	福田市長はじめ川崎市教育委員会の皆様と本取り組みに敬意を表する。市民の課題をどの自治体よりも早く察知し取り組む川崎市の一市民であることを誇りに感じている。		
255	各種調査に基づき適切な考察がなされ、大変丁寧にまとめられた指針であり、内容には納得した。		
256	大筋で良いと思った。		
257	趣旨には全面的に賛同できる。コロナ禍でオンライン設備やGIGA端末も整い、もっと多様な選択肢が取れるインフラは整っているはず。教室に行けない・行かない児童生徒の事情は、人間関係の問題だけでなく、人が多いところが苦手、うるさいところが苦手、家を出るのが不安、など様々である。学習意欲はあるが教室に登校できない児童生徒の存在も可視化し、学習の意欲や機会を奪わないような対策を丁寧に実施することを希望する。		

258	令和元年の通知で示された、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること」という視点には完全に同意する。		
259	東京都のシニア・スクールカウンセラーを務めていたが、経験とスキルを生かして、一般社団法人による相談機関を市内に開室した。 今回、市民意見募集のお知らせを拝見し、市民と共に今後の不登校対策を考えていこうという試みに、賛同と感謝の気持ちでいっぱいである。不登校に限らず、現在の子どもに関する社会課題は、市民や地域と一緒に取り組むことが必須だと思う。指針に対しては、全面的に賛同する。		
260	文科省が「適応指導教室」を「教育支援センター」、「不登校特例校」を「学びの多様化学校」と改名したように、川崎市でも「不登校」という文言自体を考え直すべき。学校現場の意識改革はそのようなところから始まる。これは文科省にも言えることだが「問題行動等調査」という名称も変えてほしい。いじめも不登校も非行も「問題行動」ではなく、子どもの「困った行動」には必ず要因がある。	平成10年度以降、国の使用する表現が「登校拒否」から「不登校」に変更されたことに伴い、各自治体で不登校という言葉を使用しています。 また、「問題行動等調査」は、正式には「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」という国の実施する調査名称であり、指針本編2頁に記載のとおり、平成29年の国の「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」に「不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること」とあるように、本市においても不登校を問題行動と捉えるものではありません。	D
261	保護者と子どもと支援者が学びは多様だということの理解が広がってほしい。そもそも「不登校」というネーミングがネガティブイメージを作っているのを、それを変えるだけでも、変わることができると思う。		
262	そもそも「不登校」という言葉自体を見直す時期に来ていると思う。学校への登校が「不」であるというマイナスのイメージを植え付ける「不登校」という名称そのものを、官民協議の上で変えていく取り組みを、子どもの権利条例を持っている川崎から始めてほしい。		
263	策定の趣旨について、「不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしながら、社会的自立を後押しすることができるよう、本市の不登校対策を総合的に推進するための基本的な方針を定めるもの」、「必要な検討や取組の効果検証を行いながら、次期「かわさき教育プラン」において具体的な施策を位置付ける」と記載があるため、3章の取組の方向性に書いてある内容をやるのか、やらないのか、よくわからない。方向性なのは理解するが、結局やらないのではないのか。予算や人の確保、具体的な数字目標などを記載した計画が必要である。		
264	文章が総論的で、本当に実効可能性が高いものなのか判断できない。第3次教育プランの改定に、この指針に基づいた取組の実績を参照して内容を作るのであれば、それまでのロードマップを掲載してほしい。	本指針については、本市の不登校対策を総合的に推進するための基本的な方針を定めるもので、本指針の策定後、必要な検討や取組の効果検証を行いながら、次期かわさき教育プランにおいて具体的な施策を位置付けていきます。	D
265	全体的に、具体的な施策内容・計画・スケジュール・予算等が分かりづらく感じた。		

266	「対策」は不登校に対する否定的な捉え方、「指導」は子どもに対する上からの威圧感を含み違和感がある。「対応」、「支援」、「サポート」といった温かみのある表現で示される指針にしてほしい。	平成２８年９月に文部科学省から発出された「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、「学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援等を図ることが必要である」と示されています。この観点から、児童生徒への一層充実した支援等を「指導」という言葉で表し、本市の不登校への取組をまとめ、方向性を定めたものを「対策」という言葉で表しています。 今後、児童生徒の思いを大切にし、一人ひとりに寄り添った対策となるよう進めていきます。	D
267	全体的に学校に通えている子ども向けの支援、不登校を出さない為の支援に感じる。親は相談していても、当事者はどこにも繋がっていない、ピラミッドの頂点にいる子ども達の支援を感じ取れなかった。	学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒等の割合は増加しており、課題と捉えています。不登校児童生徒等が、学校以外の場においても、「学びたい」「居場所が欲しい」と思ったときに、多様な選択肢の中から児童生徒それぞれに合った場所や方法を選ぶことができる環境を整えられるよう、多様な教育機会の確保に向けた取組を推進していきます。 関係機関との連携強化に取り組む中で、現在相談・支援機関につながっていない児童生徒も含めて、誰一人取り残さない支援の実施に努めていきます。	D
268	資料として、これまでの市の不登校対策の取組み年表、アンケートの調査票や集計結果、関係機関連絡先、学びの場所の地図、審議した委員会があるのであれば、委員会名称や委員名簿も掲載してほしい。	不登校対策については、不登校に特化した取組に限らず、これまで様々な取組を進めてきましたが、これまでの主な取組と課題について本指針では、時系列ではなく、「学校内における支援」「学校外における支援」の視点で整理し、アンケートの集計結果は記載のとおりです。 なお、意見を求めた懇談会の概要及び会議録は、市ホームページに掲載しています。 ・不登校対策に係る懇談会 https://www.city.kawasaki.jp/170/cmsfiles/contents/0000086/86386/kyouiku-12.pdf ・不登校対策に係る懇談会会議録 https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000153944.html また、不登校に関する相談・支援機関や学びの場等については、今後、民間団体の情報も含めて、分かりやすい情報発信を行っていきます。	D

269	全てのことにスピード感を持って対応してほしい。学校では 4 月に体制が決まると途中から変更するのは難しいようだが、子どもたちの成長はとても早いので、柔軟に対応してほしい。	今年度は、別室指導とゆうゆう広場のモデル実施を行うなど、既に取り組を進めている事業もあります。その他の取組についても、本指針に基づき、順次取組を進めていき、児童生徒一人ひとりに応じた支援につなげていきます。	D
270	「基本方針」にある指針と方針の違いがわからない。理解しやすい説明や関係がわかるような図を入れてほしい。	本指針は、「第 2 次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第 3 期実施計画」にある 2 つの基本目標の実現に向けて、「不登校対策の現状と課題」を踏まえた「不登校対策の基本的な考え方」をとりまとめたもので、指針本編 29 頁に記載した「基本方針」は、本市における今後の不登校対策を推進していく上での基本的な考え方を定めたものです。「指針」とは、めざすべき方向性である「方針」に進むためのガイドや手引きと捉えています。	D

(7) その他

No	意見要旨	意見に対する本市の考え方	区分
271	高学年や中高生の場合、学習の遅れをそのまま「絶望」と思い込んでしまう子がいるのは、「キャリア教育の失敗」ではないか。キャリアとは、生まれた瞬間から寿命を全うするまで続く人生そのものであり、何度でもやり直せるものであるという認識をもって学校におけるキャリア教育を行うべき。	本市では、子どもたちの社会的自立に向け、必要な資質・能力や態度を育てる「キャリア在り方生き方教育」を全市立学校で系統的に実施しています。急激な社会変化の中でも、子どもたち一人ひとりが将来直面するであろう現代的な諸課題に柔軟かつたくましく対応できる力を育て、自信を持って可能性に挑戦することができるよう、将来の生活や社会と関連付けながら、自分の「キャリア発達」の見通しを持ったり、振り返ったりする機会を設け、引き続き、取組を推進していきます。	E
272	就学時健康診断に「ひらがな 10 文字音読検査」を取り入れ、早期に読み（書き）が苦手な子どもをスクリーニングし、適切な指導ができるようにしてほしい。	本市の就学時健康診断は、学校保健安全法に基づいた項目で実施しています。読み書きや音声言語の発達などに個性がある児童生徒も在籍しており、現在、個々の抱える個性が多様化しているため、引き続き、国の動向を注視していきます。	E
273	人の目が気になったり、光や音が苦手なことから、公共交通機関を利用しにくい場合、車での移動が欠かせないが、社会につながる為にも、駐車場がもう少し安く利用出来る等の合理的な配慮をしてくれる仕組が欲しい。	公共交通機関の利用に関する合理的配慮については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、他者の目が気になったり、光や音が苦手な公共交通機関を利用しにくい場合、活動範囲が制限され、社会につながりにくくなるリスクが高まると認識しています。子どもたちとの関わりを通じて、感覚の過敏さといった自分の特徴や思考の癖等を肯定的に認知し、将来に向けて社会につながる意欲を育む教育を展開していきます。	E

274	フィンランドのネウボラのように、子どもの発達に困り事を感じたり不登校になったときに、どの相談先がいいか、せめて一緒に調べてくれるコンシェルジュのような窓口がほしい。	本市では、各区役所地域みまもり支援センターが窓口となり、母子健康手帳交付時面接から、妊婦やその家族に対して地区担当保健師等による伴走型相談支援を行っています。出生後も、お子さんの成長発達や育児相談等、切れ目のない支援を行っており、引き続き、取り組んでいきます。	E
275	母親との愛着関係が築かれておらず、不安症や人間関係を上手に築くことができないということが不登校の一因でもあるため、母子手帳や妊娠中の母親教室にて子供の脳の発達のしかた及び成長に合わせた接し方を記載・指導することを強く希望する。	妊娠期・周産期は、まずは安全な出産を迎えられ、子育てに関する正しい知識が持てるよう両親学級を実施しています。育児不安や産後うつ等から子育て困難にならないよう伴走型相談支援を行っています。また、乳児家庭全戸訪問事業では、赤ちゃんへの接し方や触れ合い遊び等を助言し、乳児期初期の愛着形成が育まれるよう専門職による支援や乳幼児健康診査を通じて、その時期に応じた発育発達の評価や子どもへの接し方等の保健相談を行っています。今後も各事業を通じた支援を展開していきます。	E
276	不登校をつくらないために、出産前後の親教育をしてほしい。		
277	現在、全国で広がっている給食費無償化の機運が、川崎市内でも高まっていると報じられているが、不登校の子どもたちのお昼ご飯はどうなるのだろうか？ 子どもに関わるさまざまな施策の中で、不登校の子どもたちが置いていかれないよう、あらゆる施策において不登校児童生徒及びその家族の存在もしっかりと位置付いて議論されることを期待したい。	不登校の要因や背景が多様化・複雑化している中で、不登校児童生徒及びその保護者へ適切な支援を行うためには、子どもに関わる関係部局間の連携が重要と考えており、教育委員会だけでなく、関係部局や関係機関・団体とも連携を図りながら、取組を進めていきます。	E
278	分子栄養学アドバイザーをしているが、不登校になる児童の食生活を見ると、朝食べない、たんぱく質不足、偏った食事内容、といった方々が多く、栄養面からのアプローチをしていくと改善傾向が多くみられる。 まずは保護者の方に子供の成長過程で沢山の栄養素が必要ということを認知してもらうとよい。	学校給食の献立は、文部科学省が示している「学校給食摂取基準」を基に作成しており、多様な食品を適切に組み合わせて児童生徒が各栄養素をバランスよく摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにしています。 農薬不使用・減農薬の食材の利用については、供給量が少なく、価格面でも課題があることから、現時点では学校給食で食材として使用することは難しい状況ですが、今回いただいた御意見や今後の農薬不使用・減農薬の食材の供給や流通状況も踏まえながら、引き続き、検討していきます。 また、健康的な食習慣を身に付ける食育の推進については、学校においては、「食に関する指導」として、児童生徒への指導や、保護者へ向けては、食育だより等を通じて成長期の児童生徒に必要な栄養素についての記事を掲載し、周知しているところです。生涯を通じて健康的な生活を送るため、各世代に応じた望ましい食生活を実践することができるよう普及啓発に取り組んでいきます。	E
279	不登校児に頻出する鬱症状や、頭がはっきりしない「ブレインフォグ」、なんとなくだるい、やる気が出ないといった不定愁訴は、「腸脳相関」により腸内細菌叢の悪化、炎症、「リーキーガット」と呼ばれる食物過敏症を引き起こしやすい状態であるために引き起こされている可能性が高い。 不登校や体調不良を気力だけの問題とせず、食習慣の面からアプローチすることで、実効性と保護者の気持ちの軽減につながることが期待できる。 保護者がこうした知識に容易にアクセスできるようにしてほしい。		

280	自律神経のはたらきを正常に保つためには微量栄養素が不可欠だが、野菜自体の栄養が失われている現代の食生活では必要な微量栄養素を家庭で確保するのは難しい。一部の幼稚園や小学校で、給食でミネラル分増加を試みたところ欠席者数が減ったなどの顕著なデータが公表されており、給食が栄養状態改善に大きな役割を果たすことがわかる。 また日本の農業は世界基準から鑑みても悪影響であることは指摘され続けており、学校給食には農業不使用・減農薬の食材を利用することも望ましい。		
281	不登校になった子どもたちにとって、健康診断のために学校へ行くのは高いハードルであるため、見つかるはずの病気が見過ごされ、健康リスクがある。複数の医療機関を回って健康診断を受けさせる保護者もいるが、医療保険の対象外で費用や時間の負担が大きい。吹田市では校外で健康診断を実現し、保護者の費用負担を無料としている自治体もある。不登校児童生徒に、受診機会の充実を図ってほしい。 (同趣旨 他 1 件)	健康診断を受けられなかった児童生徒に対しては、可能な限り、健康診断の機会を設けられるよう配慮するとともに、保健調査票等を活用し、保護者や学校医等と十分連携を図りながら健康状態を把握するよう各学校に周知しているところです。引き続き、保護者等への丁寧な周知に努めていきます。	E
282	第 2 次かわさき教育プランの「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」という基本理念のための施策として、市内図書館や司書教諭、または外部組織の協力を仰ぎ、変化の激しい社会の中、誰もが多様な個性や能力を伸ばしてもよいのだと思える絵本、夢や希望を抱いて良いのだと思える絵本の読み聞かせを通し、児童生徒のみならず、教員や、希望する保護者にも、絵本の読み聞かせや読み聞かせに関する指導・講座などを行うことを提案する。	本市では、「第 2 次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第 3 期実施計画」の共生・協働の基本目標に基づき、子どもの権利学習、多文化共生教育等をはじめとする人権学習に取り組むことにより、他者との違いを認め、互いに尊重しあう意識や態度の育成、差別や偏見を生まない教育の推進を図っているところです。 また、「読書のまち・かわさき」子ども読書推進計画に基づき、読書活動を推進しており、毎年の読書週間における、図書ボランティアや図書委員会児童生徒による読み聞かせや全校一斉読書、読書集会など、引き続き、学校の特色を生かした取組を行っています。	E
283	不登校児を抱える家庭において、給食の中断・再開の手続きがタイムリーに行えないこと、食育たる学校給食の恩恵にあずかれないことは大変残念である。給食の手続きは金銭問題だけではなく残飯の問題でもあり、難しい話とは認識できるが、ある程度の柔軟性があれば望ましい。	児童生徒の傷病や長期欠席等により、連続して 4 日以上給食を食べないことが見込まれる場合、「学校給食費区分変更届」を学校に提出していただくことで、届出日の 8 開庁日後から学校給食を停止することができます。本市では、毎日約 1 1 万食分の食材を調達しており、発注変更には一定の期間を要するため、このような運用としています。 なお、長期欠席中の給食停止については、児童生徒の登校意欲への配慮から、あらかじめ給食を停止する手続を行うことが難しい場合も想定されますが、給食停止手続後でも、学校に登校して給食の喫食を希望する場合は、各学校に御相談いただければ、できるかぎり柔軟に対応しています。	E

284	川崎市ではクワイエット・アワー導入店舗がまだ1店舗しかないが、個人店等すでに要件をクリアしている所も多い。そういう場所が増えたら安心して出掛けられる子どもが増えると思うし、実施店舗リストがあるとよい。	クワイエットアワーの実施については、今回の意見募集の趣旨・範囲とは異なりますが、店舗が独自にクワイエットアワーを実施する時の注意点や実施すべきことなどをまとめたサポートブック「クワイエットアワー実施のためのサポートブック」を活用し、実施店舗を増やせるよう取組を進めていきます。	E
285	不登校をつくらないために、幼児期の教育として、保育園、幼稚園の中で心を育てるカリキュラムを増やしてほしい。	乳幼児期の子どもたちは直接的な体験を通して心身ともに豊かに育っていきます。保育所では、生活や遊びの中で子どもたちが乳幼児期にふさわしい経験を重ねていけるように、計画を作成し保育を行っています。 また、幼稚園においても幼稚園教育要領等に基づき、創意工夫を生かした特色ある教育課程が展開されていますので、引き続き、各園の取組を支援するとともに、幼稚園・保育所と学校との連携について検討していきます。	E
286	不登校のみならず、ヤングケアラー、少子高齢化、社会保障負担増、教育、文化、さまざまな社会問題がある。エリクソンが提唱した8つの発達段階ごとの課題について、不登校対策が軸となり、他課題と連携してほしい。	不登校の背景には複雑で多様な要因があることから、様々な視点で不登校児童生徒等を把握し、一人ひとりのニーズに応じて支援できるよう、関係機関との連携に取り組んでいきます。	E

5 案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更（※下線は変更箇所）

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
義務教育段階終了後の不登校対策に関する意見を踏まえ、中学校夜間学級に関する記述を加筆	（21頁） さらに、 <u>義務教育段階終了後の学び直しの場として、市内中学校1校に設置している夜間学級を活用しています。</u>	（21頁） （※新設）
魅力ある学校づくりに関する意見を踏まえ、「第3章 不登校対策の基本的な考え方」取組1の表題等に関する表記を修正	（29頁及び31頁） 取組1 <u>誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進</u> （30頁） 「チーム学校」による校内支援を充実させ、 <u>誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりや、不登校の早期発見・早期支援を強化します。</u> （30頁） 未然防止に向けては、 <u>誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進や「かわさき共生＊共育プログラム」の更なる充実を進めることで、全ての児童生徒が安心して日々の学校生活を送ることができる環境を整えます。</u>	（29頁及び31頁） 取組1 魅力ある学校づくりの推進 （30頁） 「チーム学校」による校内支援を充実させ、魅力ある学校づくりや、不登校の早期発見・早期支援を強化します。 （30頁） 未然防止に向けては、魅力ある学校づくりの推進や「かわさき共生＊共育プログラム」の更なる充実を進めることで、全ての児童生徒が安心して日々の学校生活を送ることができる環境を整えます。

その他用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

第1章

策定の趣旨

- 不登校児童生徒数が増加している現状を踏まえると、これまでの不登校対策の取組を改めて見直し、教育委員会だけではなく、関係する市長事務局や関係機関・団体とも連携を図りながら取組を進める必要がある。
- 本指針は、不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしながら、社会的自立を後押しすることができるよう、本市の不登校対策を総合的に推進するための基本的な方針を定めるものである。
- 本指針の策定後は、庁内関係部署や関係機関等と連携しながら、本指針に基づき、不登校対策を推進するとともに、必要な検討や取組の効果検証を行いながら、次期「かわさき教育プラン」において具体的な施策を位置付けることとする。

第2章

不登校対策の現状と課題

1 国の動向

平成28年 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律（平成28年法律第105号）」

→国及び地方公共団体が講じ、又は講ずるよう努めるべき不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策等について定められた。

令和元年 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

→「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があるなどの支援の視点等が示される。

令和5年 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」

2 本市における現状と分析

(1) 不登校児童生徒数の推移等

- ・ 本市の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、特に小学校段階での増加の割合が大きくなっている。
- ・ 学年が上がるにしたがい、不登校状態の継続や欠席日数の長期化がみられる。

(2) 不登校の要因

- ・ 不登校となる背景は一人ひとり異なり、その要因は多岐にわたる。
- ・ 「学習のつまずき」が、不登校のきっかけや不登校が継続する要因になる場合がある。

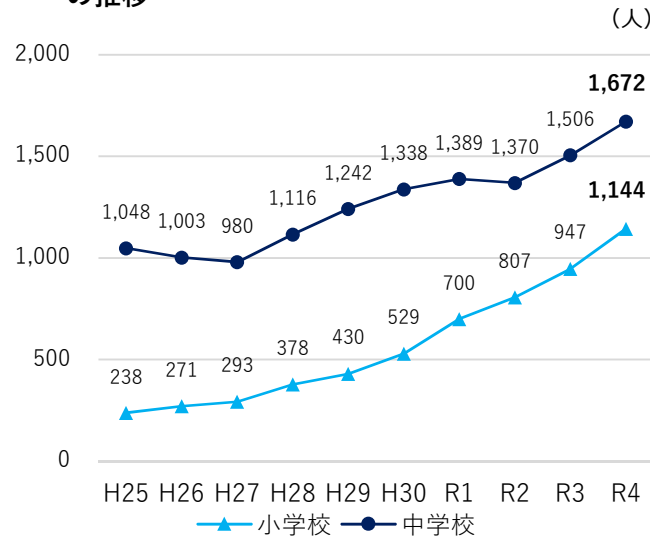
(3) 不登校児童生徒への支援状況等

- ・ 学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない不登校児童生徒の割合は、小学校で約3割、中学校で約6割となっており、中学校においては全国平均より高くなっている。

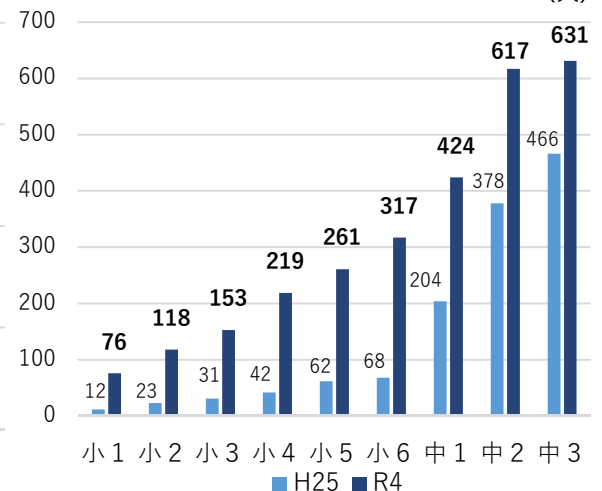
(4) 不登校生徒本人へのアンケート調査

- ・ 勉強のことについて困っている生徒が多く、ゆっくり丁寧に勉強を教わることや個別に勉強を教わることに高いニーズがある。

■川崎市立小・中学校における不登校児童生徒数の推移



■平成25年度・令和4年度 川崎市立小・中学校における学年別不登校児童生徒数 (人)



資料：「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査」

不登校対策の充実に向けた指針【概要版】

3 これまでの取組と課題

(1) 学校内における支援

ア 担任等による丁寧な指導

取組内容	全ての児童生徒が「分かる」ことをめざして、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的にした学習活動の充実を図っている。
課題	- 学習のつまずきが不登校の大きな要因となる場合があるため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導等を通じた授業づくりが求められている。 - 教職員が児童生徒一人ひとりに向き合うためにも働き方・仕事の進め方改革を着実に進める必要がある。

イ かわさき共生＊共育プログラム

取組内容	「SOSの出し方・受け止め方教育」を年間計画に位置付けることで、自分の心を理解して、早期に問題を認識する力や相談する力の育成に努めている。
課題	社会環境の変化や児童生徒の発達段階に的確に対応したプログラムを実施する必要がある。

ウ 「チーム学校」による支援

取組内容	校長によるリーダーシップのもと、支援教育コーディネーターを中心とした教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職等が連携し、児童生徒や保護者を学校全体で支援している。
課題	- 全ての教職員が教育相談のスキルを高め、児童生徒からのSOSを確実に受け止めることが求められている。 - 専門職を含む「チーム学校」でアセスメントを行い、適切な支援につなげていくことが求められている。また、不登校児童生徒一人ひとりの情報については、進級・進学の際にも適切に引き継ぐ必要がある。

エ 別室指導

取組内容	自分の教室に入りづらい児童生徒に対し、学校内に教室以外の学習室等を設けて、自分のペースで学習等の活動を行う別室指導の取組を行っている。
課題	- 別室指導を行う安定的な人材の配置について検討を行う必要がある。 - 中学校では、別室指導の学習内容とその評価の在り方を課題と捉えていることや、一部の学校では指導を行う部屋の環境面の課題もある。

オ 義務教育段階終了後の不登校対策

取組内容	高等学校等においても、専門職と連携しながら、生徒一人ひとりに対して必要な支援を実施している。また、市立高等学校定時制課程においては、定時制生徒自立支援事業として、いわゆる「居場所カフェ」を開設している。
課題	- 義務教育段階で不登校だった生徒が、中学校卒業後に支援が切れてしまわないよう、必要な支援の内容等が引き継がれるようにする必要がある。 - 悩みを抱えたときに安心して相談できる環境づくりを進める必要がある。

(2) 学校外における支援

ア ゆうゆう広場

取組内容	ゆうゆう広場では、自主性を育み、人間関係の適応性を高め、在籍校への復帰や社会的自立をめざすため、多様な体験活動等の取組を行っている。
課題	ゆうゆう広場が提供するプログラムが現在の不登校児童のニーズに合っていない部分があり、今後、不登校児童生徒や保護者のニーズを踏まえて、機能を改変していく必要がある。

イ ICTを活用した支援

取組内容	児童生徒や保護者の希望によりGIGA端末を持ち帰り、学習アプリなどを活用した補習や、オンラインでの面談等を実施している。また、令和4年度から、オンライン学習システムのアカウントを整備している。
課題	- 自宅等においてICTを活用した学習活動を行った際の学習状況を適切に把握する必要がある。 - ICTを活用し、人と交流する機会や気軽に相談できる機会を確保する取組等について検討を進める必要がある。

ウ 教育相談センター相談室

取組内容	市内2か所に相談室を設置し、不登校や心理面、情緒面を主訴とする相談を実施している。また、家に引きこもりがちな不登校児童生徒に対して、不登校家庭訪問相談員が、家庭に出向き、相談活動を実施している。
課題	- 新たな相談を始めるまでの待機日数削減に向けた取組を進める必要がある。 - 心理臨床相談員の資質・能力を育成していく必要がある。

エ 福祉や医療等の相談・支援機関と連携した支援

取組内容	各学校では、スクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら、状況に応じて福祉や医療等の相談・支援機関へつなぐなどの対応を行っている。
課題	不登校児童生徒の社会的な自立に向けた支援を切れ目なく行うために、今まで以上に、福祉や医療等の相談・支援機関と緊密な連携体制を構築することが求められている。

オ フリースクール等民間団体と連携した取組

取組内容	フリースクール等と連携し、進路に関する情報提供や個別相談等を実施している。「親の会」等民間団体とも、情報共有を行うなど連携を進めている。
課題	学校とフリースクールとの更なる連携や、親の会と連携した保護者への支援についても取組を進める必要がある。

カ その他

学びの多様な学校については、国の「教育振興基本計画」において、各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置をめざすとされており、先行自治体では効果が見られていることから、本市においても検討を進める必要がある。

不登校対策の充実に向けた指針【概要版】

第3章

不登校対策の基本的な考え方

基本方針

- ◆ 全ての子どもたちの思いを尊重し、一人ひとりに寄り添った取組を推進します。
- ◆ 子どもたちのニーズを踏まえた多様な学びの場を確保し、社会的自立を後押しします。

方向性1 「チーム学校」による校内支援の充実

不登校の未然防止及び早期発見・早期支援に向けて、「チーム学校」として校内支援の充実を図り、不登校児童生徒一人ひとりの状態に応じた支援を実施します。

- 取組1 誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進
- 取組2 「かわさき共生＊共育プログラム」の充実
- 取組3 学校における教育相談力の強化
- 取組4 別室指導の充実
- 取組5 高等学校等における不登校対策の充実

方向性2 多様な教育機会の確保

不登校児童生徒が、学校以外の場でも「学びたい」と思ったときに、多様な選択肢の中から児童生徒自身が主体的に学びの場を選ぶことができる環境を整えます。

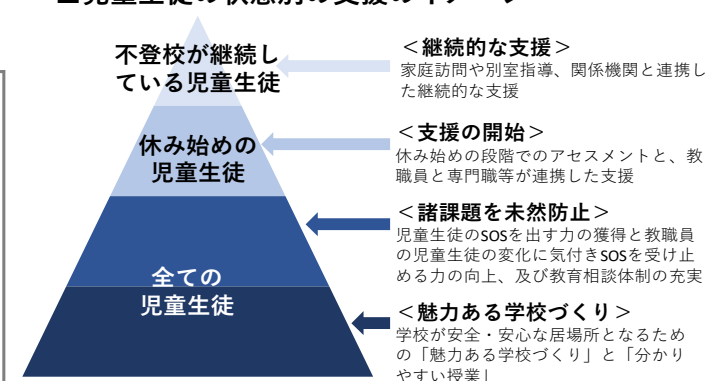
- 取組6 ゆうゆう広場の機能改変
- 取組7 ICTを活用した学習支援等の充実
- 取組8 学びの多様化学校の設置の検討

方向性3 関係機関との連携強化

不登校の要因や背景が多様化・複雑化している中で、不登校児童生徒及びその保護者への適切な支援を行うために、福祉や医療等の相談・支援機関やフリースクール等の民間団体など、様々な関係機関との連携強化を進めます。

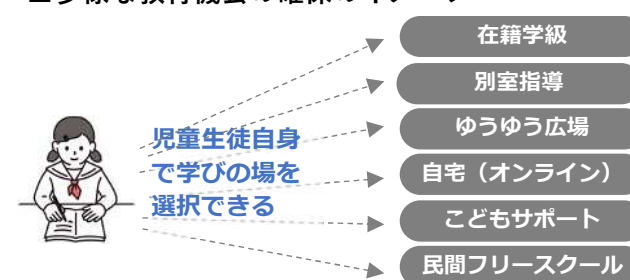
- 取組9 教育相談センター相談室の取組の充実
- 取組10 専門の相談・支援機関との連携強化
- 取組11 親の会・フリースクール等との連携・協力体制の構築
- 取組12 関係機関と連携した取組の実施

■児童生徒の状態別の支援のイメージ

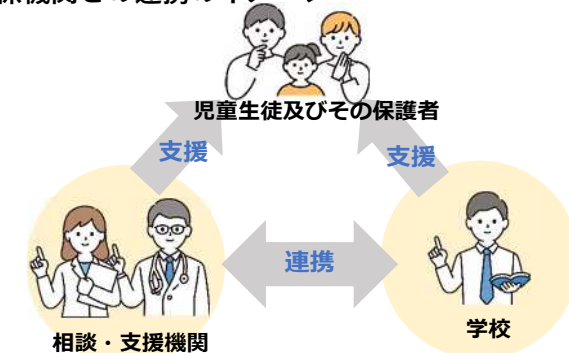


資料：文部科学省「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月）における「不登校対応の重層的支援構造」を参考に作成

■多様な教育機会の確保のイメージ



■関係機関との連携のイメージ



不登校対策の充実に向けた指針【概要版】

方向性 1 「チーム学校」による校内支援の充実

取組 1 誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進

全ての児童生徒にとって、自分の所属する学校や学級が、安心していきいきと過ごせる居場所となるよう、「魅力ある学校づくり」「魅力ある学級づくり」に向けた取組を進めます。

取組 2 「かわさき共生＊共育プログラム」の充実

児童生徒の社会性の育成や人間関係づくりの促進に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」のエクササイズの充実や効果測定の有効活用など取組の充実を図ります。

取組 3 学校における教育相談力の強化

学校全体で不登校児童生徒を支援するため、児童生徒の発達段階や不登校に関する教職員の理解を深めるとともに、「チーム学校」として、専門職と連携を図りながら、学校における教育相談力を強化します。

取組 4 別室指導の充実

これまで各学校で行っていた別室指導の取組について、更なる充実に向けた取組を進め、全ての学校において自分の教室に入りづらい児童生徒が、学校の中でいつでも安心して学習や生活ができる環境を整えます。

取組 5 高等学校等における不登校対策の充実

高等学校等の段階においても、切れ目なく支援を受けることができるよう、不登校対策の取組の充実を図り、生徒自身が選択した進学先で安心して学び続けることができる環境を整備します。

方向性 2 多様な教育機会の確保

取組 6 ゆうゆう広場の機能改変

不登校児童生徒の学校以外の学びの場・居場所として、本市の状況や利用者のニーズを踏まえながら、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援が実施できるよう、ゆうゆう広場の機能改変を進めます。

取組 7 ICTを活用した学習支援等の充実

GIGA端末の更なる活用を図り、不登校生徒がどこにいても社会とつながり、必要な学習や相談等の機会が確保されるよう、ICTを活用した取組の充実を図ります。

取組 8 学びの多様化学校の設置の検討

不登校生徒の実態に即した柔軟な指導・支援等を行うことができる学びの多様化学校について、他の自治体では様々な手法で設置・運営されており、その効果について慎重に見極めることが重要であると考えています。引き続き、設置について検討を進めます。

方向性 3 関係機関との連携強化

取組 9 教育相談センター相談室の取組の充実

不登校児童生徒及びその保護者が、心理的・情緒的な面での専門的な相談を必要とした際に、速やかに相談することができる環境を整えるとともに、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行います。

取組 10 専門の相談・支援機関との連携強化

不登校児童生徒及びその保護者が、それぞれの状況に応じて、切れ目なく必要な支援が受けられるよう、専門の相談・支援機関との連携を強化します。

取組 11 親の会・フリースクール等との連携・協力体制の構築

不登校児童生徒及びその保護者に対して、親の会やフリースクールなど不登校児童生徒及びその保護者への支援を行っている民間団体と連携・協力しながら、適切な支援ができる体制を構築します。

取組 12 関係機関と連携した取組の実施

学校やゆうゆう広場だけではなく、社会教育施設など既存の公的な施設を活用した支援や、放課後等の子どもの居場所に関する取組との連携などについて、関係機関と検討を進めます。